

# **土砂災害警戒避難事例集**

**～土砂災害警戒避難ガイドライン（H19.4）に沿った取組みのポイント～**

**平成21年9月**

**国土交通省 砂防部 砂防計画課**

---

## はじめに

平成19年4月に、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、行政と住民が土砂災害の特徴と各々の役割分担について共通認識を持ち、協働して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するための考え方をとりまとめた「土砂災害警戒避難ガイドライン」を作成・公表しました。その後、本ガイドラインについて、市町村の方々から、取り組みのポイントや、取り組み事例などを記載した事例集を作成して欲しいという要望を多くいただきました。

本資料は、こうした要望に応えつつ早期に土砂災害に対する警戒避難体制の整備が一層促進されるよう、本ガイドラインに沿う形で、具体的な取り組みや実施上のポイントなどを紹介した事例集としてとりまとめたものです。本資料を参考にしていただき、市町村の警戒避難体制の整備が促進され、地域防災力の向上が図られるることを期待いたします。

末筆ではありますが、本資料の作成に際しご協力を頂いた全ての方々に感謝申し上げます。

# 目 次

## この資料の構成と見方について

### 情報の収集・伝達

(土砂災害警戒避難ガイドライン第2章)

住民自らが避難行動をとれるような情報を提供したい！	P1
豪雨時でも確実に情報が伝わるようにしたい！	P3
役場と地域の間で情報を共有したい！	P5

### 避難勧告等の発令

(土砂災害警戒避難ガイドライン第3章)

土砂災害のおそれのある箇所を住民に周知したい！	P7
いざという時にすみやかに避難勧告を発令したい！	P9
避難勧告を確実に伝えたい！	P11
土砂災害を対象とした避難勧告等の発令基準を決めたい！	P13
土砂災害警戒情報を活用したい！	P15
避難勧告等の避難単位を決めたい！	P17
避難勧告等の解除のタイミングを知りたい！	P19

### 避難所の開設・運営

(土砂災害警戒避難ガイドライン第4章)

早期避難を促すためにすみやかに避難所を開設したい！	P21
住民が快適に避難できる避難所を確保したい！	P23
土砂災害に対して安全な避難所を確保したい！	P25

### 災害時要援護者への支援

(土砂災害警戒避難ガイドライン第5章)

災害時要援護者関連施設の利用者（入所者）を安全に避難させたい！	P27
在宅の災害時要援護者を安全に避難させたい！	P29
災害時要援護者関連施設を守りたい！	P31

### 二次災害防止

(土砂災害警戒避難ガイドライン第6章)

災害発生後の防災活動を安全に進めたい！	P33
---------------------	-----

### 防災意識の向上

(土砂災害警戒避難ガイドライン第7章)

住民主体で防災活動ができるようになりたい！	P35
土砂災害に対する防災意識を高めたい！	P37
住民と協働してハザードマップを作りたい！	P39

取組みのポイント一覧	P41
------------	-----

**卷末資料1** 愛媛県新居浜市の取り組み事例 P46

**卷末資料2** 鹿児島県垂水市の取り組み事例 P73

## — この資料の構成と見方について —

ガイドラインの該当項目

整備の目標を達成するための重要なポイント

災害時要援護者への支援（ガイドライン第5章 第1節 災害時要援護者関連施設への避難支援）

### 災害時要援護者関連 施設の利用者（入所者） を安全に避難 させたい！

- ・施設ごとの避難マニュアルの作成
- ・搬送計画や避難者の受け入れ先等の調整
- ・土砂災害を対象とした防災訓練の実施

被災した市町村の声などから整理した重要な整備の目標

被災した市町村の防災担当者が土砂災害の対応で問題となったこと

被災した市町村の声

- ・災害時要援護者関連施設では、入所者や利用者に対して責任を有する管理責任者が避難の必要性を判断する。
- ・特養ホームや医療施設における避難では医療関係者の協力が必要である。
- ・県から危険箇所マップが配布されていたが、認識されていなかった。
- ・近隣施設に搬送の応援を要請した際、初期段階で混乱した。

→ここが原因

- ・施設が土砂災害の危険箇所に位置していることを知らなかった。
- ・避難マニュアルがなかった。
- ・避難訓練をしていなかった。
- ・受け入れ先が決まっていなかった。

被災した市町村が土砂災害の対応で問題となった根本的な原因を整理

### 取組みのポイント

取り組みのポイントを整理したもので、チェックリストとして使用することもできる

- 砂防ボランティア等と連携し、災害時要援護者関連施設の安全性を確認する。
- 災害時要援護者関連施設への情報を伝達する体制を整備する。
- 関連部局等と連携し、施設ごとに個別の警戒避難計画を作成する。
- 施設管理者が主体となり施設内の避難マニュアルを作成する。
- 施設利用者（入所者）の特性を踏まえ、必要な搬送計画や避難者の受け入れ先等についてあらかじめ調整しておく。
- 施設の職員が土砂災害への理解を深められるよう、防災教育を行う。
- 地域の自主防災組織と連携し、施設利用者も参加する防災訓練を行う。

土砂災害警戒避難ガイドライン（第5章 第1節 災害時要援護者関連施設への避難支援）

都道府県	市町村	住民
<p>■災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、施設管理者が警戒避難体制を確立することに支援する。</p> <p>■災害時要援護者関連施設の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。</p>		

国・都道府県と市町村、住民の役割分担を示した土砂災害警戒避難ガイドラインの項目

ガイドラインの該当項目

災害時要援護者への支援 (ガイドライン第5章 第1節 災害時要援護者関連施設への避難支援)

### 災害時要援護者関連施設への情報伝達に関する取り組み

福島県西郷村

当該項目に係る取り組み  
事例や重要事項等を整理



施設職員らへの  
防災講習会



バスによる移動



施設職員による  
情報伝達訓練



ストレッチャー  
による移動

取り組み事例等

#### 土砂災害等に関する西郷村、太陽の国連絡体制表

情報	入手方法
気象警報等	防災fax
土砂災害警戒情報	総合情報通信ネットワーク端末
(土砂災害警戒情報)	県南建設事務所からの電話連絡
土砂災害警戒情報補足情報	総合情報通信ネットワーク端末
前兆現象、発災情報	消防、警察、住民からの通報

報告情報	報告先
前兆現象	県南建設事務所
発災、被害情報	県南地方振興局 県南建設事務所
避難勧告等発令	県南地方振興局 県南建設事務所
避難情報	県南地方振興局 県南建設事務所

連絡先  
県南地方振興局県民生活課 TEL 0249-23-1548  
fax 0249-23-1509  
県南建設事務所管理計画課 TEL 0249-23-1548  
fax 0249-23-1509

西郷村
住民生活課 平日連絡先 TEL 0248-25-2197 fax 0248-25-4157
休日・夜間連絡先 宿直 TEL 0248-25-1111 fax 0248-25-4157
主な業務 ・各種情報の収集 ・避難勧告等の判断 ・避難勧告等の伝達 ・情報の伝達 ・避難所の開設 ・救助

電話・fax  
大雨・洪水警報  
土砂災害警戒情報  
避難勧告・指示

太陽の国
事務局 日中連絡先 TEL 0248-oo-xxxx fax 0248-oo-xxxx
夜間連絡先 警備員 TEL 0248-oo-xxxx fax 0248-oo-xxxx

主な業務  
・情報の収集  
・情報の伝達  
・入所者等安全確認  
・警戒体制  
・危険箇所の巡回  
・避難

警戒体制及び避難の判断 (太陽の国)
各施設に連絡
からまつ荘 0248-oo-xxxx
やまぶき荘 0248-oo-xxxx
さつき荘 0248-oo-xxxx
ひばり寮 0248-oo-xxxx
きびたき寮 0248-oo-xxxx
けやき荘 0248-oo-xxxx
かしわ荘 0248-oo-xxxx
かえで荘 0248-oo-xxxx
太陽の国病院 0248-oo-xxxx
グループホーム



要援護者の被害情報  
県南保健福祉事務所保健福祉課  
TEL 0248-22-5649  
fax 0248-22-5451

避難勧告、土砂災害警戒情報等について情報の伝達を行っている事例。

また、「太陽の国」では平成10年の被災経験を基に、平成12年頃から独自に土砂災害に対する防災訓練を実施しており、平成18、19年度には全国統一防災訓練に参加し、西郷村、福島県との情報伝達及び避難訓練を実施した。

(福島県西郷村)

取り組みのポイントや工夫した  
内容等

# 住民自らが避難行動をとれるような情報を提供したい！

- ・土砂災害に関する知識の周知
- ・切迫性が伝わる表現
- ・早期の情報提供

## 被災した市町村の声

- ・過去に一度も土砂災害を受けていなかった。
- ・現地の状況が十分に把握できなかった。
- ・収集した情報が整理できず、住民に提供できなかった。
- ・土砂災害の危険性が迫っていることを住民が理解していなかった。
- ・避難情報を提供した段階では、道路等が寸断され避難できなかった。

## ➡ここが原因

- ・土砂災害の経験がなく、危機感を持っていなかった。
- ・土砂災害の危険性が切迫している情報を住民に伝えることができなかった。
- ・住民が提供された情報の重要性を理解していなかった。
- ・早期に避難勧告等を発令する基準がなかった。

## 取組みのポイント

- 局地的な強雨や前兆現象の発生など、現地の状況を伝える。
- 早い段階から避難の呼びかけを行い、避難所が開設したこと 등을伝える。
- 土砂災害の危険性が迫っていることを直感的にわかりやすい表現で、切迫性を持って伝える。
- 日頃から土砂災害の危険性や行政対応の限界を訴え、納得してもらう。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第2章 第1節 土砂災害に関する情報）

国・都道府県	市町村	住民
	平常時から土砂災害危険箇所や避難所等の情報を住民に提供する。	
	気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、前兆現象や災害発生情報、避難勧告等、避難所の開設状況等の土砂災害に関する情報を収集・伝達する。	
	土砂災害に関する情報の種類とその入手方法や活用方法を住民に周知しておく。	

## 降雨状況の段階ごとに住民が必要とする情報を整理

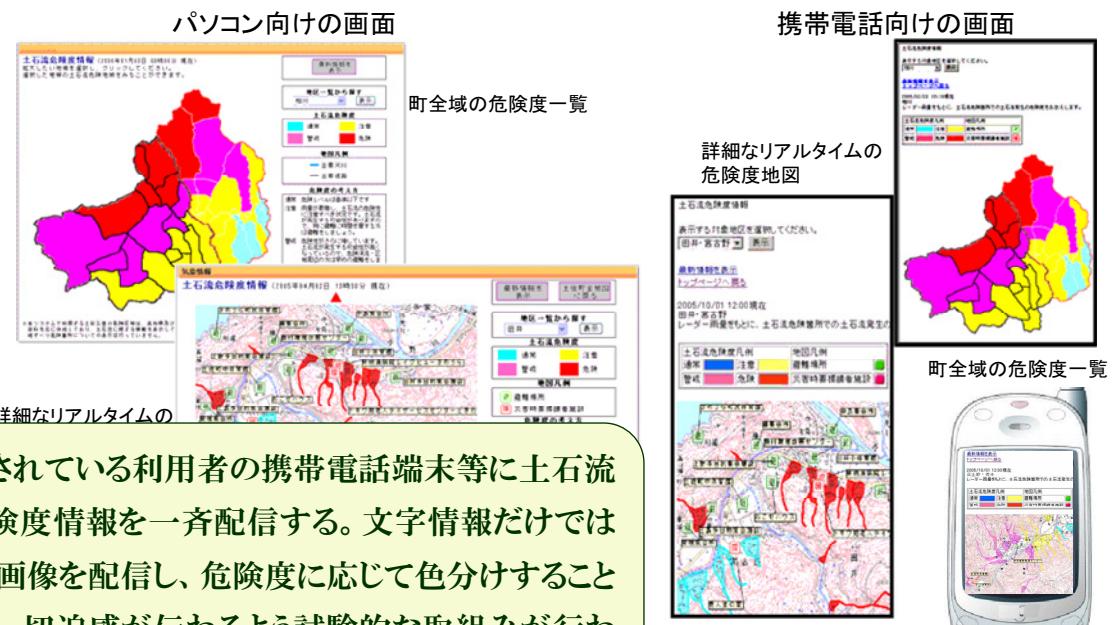
住民の行動		住民が必要とする情報
平常時	納得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害の実体験がある住民：経験の伝承           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実体験に基づく土砂災害の被害想定</li> <li>・実体験に基づく警戒避難のルール</li> </ul> </li> </ul>
	土砂災害を経験し、納得する。 土砂災害について学び、納得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害の実体験がない住民：土砂災害を学ぶ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に地域で発生した土砂災害の実態</li> <li>・土砂災害関連情報の収集・伝達方法</li> <li>・地域の防災上の特性を踏まえた避難の手順</li> </ul> </li> </ul>
	警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な情報の収集           <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類（気象・道路・河川）</li> <li>・時間的推移（過去、現況、予測）</li> <li>・インターネットを使った情報の提供（数値・グラフ・映像）</li> </ul> </li> </ul>
	豪雨時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分に必要な具体的な情報の取捨選択           <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報・注意報、</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・避難所の開設状況</li> <li>・自主避難の呼びかけ、避難勧告</li> </ul> </li> <li>・監視カメラ、土石流検知センサー情報</li> <li>・市町村の防災体制状況</li> <li>・市町村内の被災状況</li> <li>・道路通行止めやライフラインに関する情報</li> </ul>
降り始め	判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分に必要な情報を取捨選択し、避難の有無、タイミングを判断する。</li> </ul>
	避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難する人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の手順（防災訓練の再現）</li> <li>・自宅から避難所までのルートの安全度</li> </ul> </li> <li>・災害時要援護者避難用の移動手段の手配</li> <li>・避難後地域状況</li> </ul>
避難しない人		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難しない人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら判断できる情報提供の継続</li> </ul> </li> </ul>

降雨状況の段階ごとに住民が取るべき行動と、行動するために必要な情報、伝達手段等を整理した表。

## 分かりやすい情報を伝える先進的な取り組み

四国山地砂防事務所

- ・町内各地区の土石流の危険度を一覧できるような危険度情報一覧図
- ・自宅など特定の場所の危険度を具体的に把握するための詳細な危険度情報図  
(それぞれ10分ごとに最新の情報を提供)



登録されている利用者の携帯電話端末等に土石流の危険度情報を一斉配信する。文字情報だけではなく、画像を配信し、危険度に応じて色分けすることにより、切迫感が伝わるよう試験的な取組みが行われている。

(四国山地砂防事務所)

出典：「土木研究所資料 分かりやすい土砂災害情報に関する実証実験 平成19年3月」  
独立行政法人土木研究所 土砂管理研究グループ 火山・土石流チーム  
ISSN 0386-5878 土木研究所資料第4048号

# 豪雨時でも 確実に情報が伝わる ようにしたい！

- ・停電対策
- ・情報収集・伝達手段の多重化
- ・地域特性に応じた情報収集・伝達手段
- ・情報伝達状況の確認
- ・地域コミュニティの活性化

## 被災した市町村の声

- ・停電等により電話が不通となり地域の情報が得られなかった。
- ・役場の電話回線がパンクした。
- ・接続过多でインターネットが見られなかつた。
- ・携帯電話が繋がらない地域で情報入手が遅延した。
- ・防災行政無線を用いるが、豪雨時には聞こえにくいという難点がある。

## →ここが原因

- ・停電を想定していなかった。
- ・複数の伝達手段を考えていなかった。
- ・携帯電話がつながらない地域を把握していないなかった。
- ・防災行政無線が聞き取りづらい地区を把握していなかった。

## 取組みのポイント

- 停電時でも使用できる機器や、自家発電機等を整備する。
- 携帯電話や衛星電話、コミュニティーFMなど、多様な伝達手段を確保する。
- 土砂災害情報相互通報システム等の行政と住民が相互に情報のやり取りができる、伝達状況を確認できるシステムを活用する。
- 日頃から地域住民同士のコミュニケーションを充実させる。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第2章 第2節 情報の収集・伝達手段の整備）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>土砂災害に関する情報の確実な収集・伝達のため、防災行政無線を整備する。</p> <p>情報の収集・伝達手段の多重化及び停電対策を図る。</p> <p>市町村内の各地域の特徴に即した情報の収集・伝達手段を構築する。</p>	

## コミュニティFMを活用してきめ細かい防災情報を提供 新潟県三条市



新潟県中越地震に、コミュニティFMは避難所などに迅速かつ正確な情報提供を行った

### ●コミュニティFMとは

おおむね一つの区市町村を単位に地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波(FM)のラジオ放送である。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災・平成16年7月の新潟水害・平成16年10月の新潟県中越地震で、安否情報、被災情報などのきめ細かな防災情報や生活情報を収集・発信する防災メディアとして、その有用性が再認識された。

### ●災害時情報にコミュニティFMが適している点

- ・放送エリアが半径数キロメートルと狭い分、災害や緊急時に、リアルタイムで停電・断水の状況や救援活動などの情報を、きめ細かく提供出来る。
- ・乾電池式FMラジオは携帯することができる。また、停電時でも情報収集が可能である。
- ・速報性が高いので、緊急性のある情報に対応できる。

三条市を襲った水害では、地域に密着したコミュニティFM局がきめ細かい災害情報を発信し、新しい情報伝達メディアとしてクローズアップされた。  
（新潟県三条市）

平成16年7月13日、新潟県を襲った7.13水害では、ラヂオは～と(三条市)が通常番組を変更して災害情報を放送した。また、FMなかおか(長岡市)は、新潟県中越地震の3日後には、出力を50Wに上げた臨時災害放送局「長岡災害FM」を立ち上げ、長岡市、小千谷市等の被災地に向けて広域に災害情報を提供した。これらの災害では、被災地のコミュニティFM局がきめ細かい災害情報を発信し、新しい災害情報の伝達手段としてクローズアップされた。

出典：月刊広報誌「ほっとほくりく」 April 2006 No. 64 (社)北陸建設弘済会 発行

## 土砂災害相互通報システムで現地情報をキャッチ

長野県諏訪市

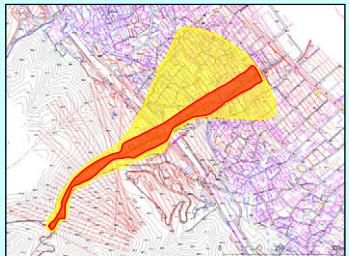
土砂災害相互通報システムの活用により、住民からの情報を効率的に入手することができたほか、CATVを通じて、住民への情報提供ツールとしても活用されていた。（長野県諏訪市）

### 前兆現象の収集・伝達

- ・区長等による現地の情報を収集する仕組みが機能していた。

### 危険箇所の特定と周知

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定済みで、住民説明会が行なわれていた。



### 土砂災害相互情報システムの導入

- ・住民からの情報を効率的に収集できた。(約470世帯登録)
- ・CATVを通じて、住民への情報提供ツールとしても活用していた。



### 市職員防災意識の高揚

市職員は、複数回にわたり実践的な防災訓練(RP式防災訓練)を実施していた。

### 情報の提供

今後の雨量状況予測や避難勧告発令地区、避難所開設状況などを随時提供。

### 情報分析の職員教育

前兆現象の通報があった場合に、職員を現地へ派遣し、確認後、避難勧告を発令している。

10時過ぎ 避難勧告発令後に土石流発生



### 教訓

- ・中の沢地区では区長による重点的な見回りが実施され、現地の情報を収集する仕組みが機能した。
- ・中の沢地区では行政、住民が情報を共有することにより、土石流発生前に区長の避難の呼びかけにより土石流発生前に住民が避難した。
- ・諏訪市では市全域で土砂災害防止法による土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されていたため、避難勧告発令対象区域の特定ができた。

出典：「土砂災害警戒避難ガイドライン検討委員会」第1回 説明資料

# 役場と地域の間で 情報を共有したい！

- ・情報収集体制の整備
- ・情報の一元化
- ・情報伝達状況の確認
- ・地域コミュニティの活性化

## 被災した市町村の声

- ・気象庁等から役場へFAXで情報が伝達されるが、早朝や夜間では受け取ることが難しい。
- ・情報が他の部署に伝わっていた。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を活用した伝達を行っているが、住民全体に情報が周知されたか、確認できない。

## →ここが原因

- ・深夜等におけるFAX等の受け取りや伝達体制が整備されていなかった。
- ・情報収集窓口が統一されていなかった。関係機関との情報の収集・伝達等についての協力体制が整備されていなかった。
- ・情報が相手に伝わったか確認していなかった。

## 取組みのポイント

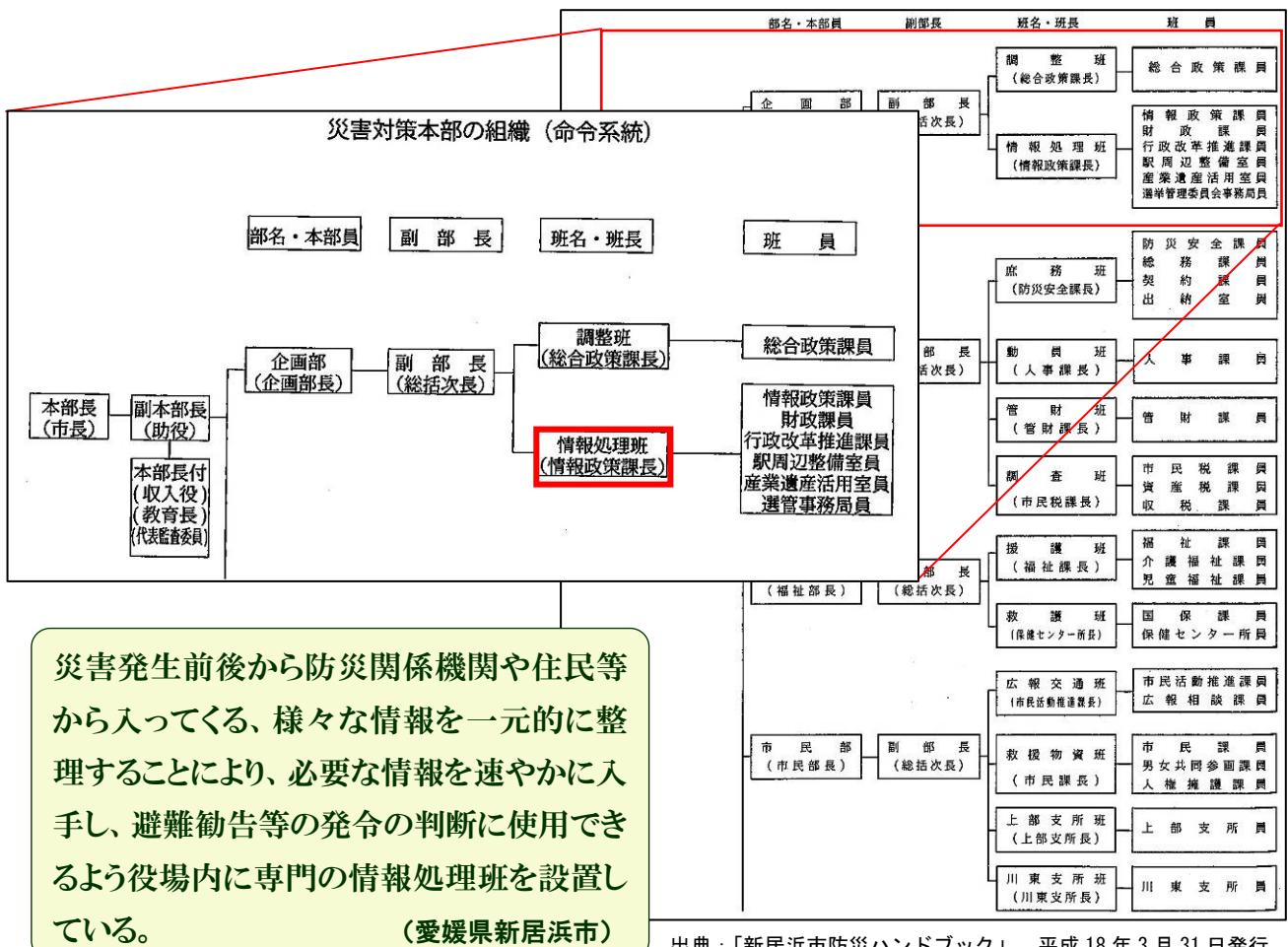
- 時間外の情報の受け取り体制を整備するとともに、窓口を一本化する。
- 緊急時に収集される情報を専門的に処理する要員を配備する。
- 一般回線とは別の防災関係者の専用電話回線を整備する。
- 防災訓練等の機会を活用し、地域のコミュニケーションを活性化するとともに、出水期前に行政担当者と顔合わせを行い、連携体制を構築する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第2章 第3節 情報の共有体制の構築）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>情報の収集・伝達に係る市町村職員の人員体制を整備する。特に、広大な面積を有する市町村は支所、出張所等に通信機器、職員を配備し、情報共有体制を構築する。</p> <p>地域住民と連携した情報共有体制を構築する。</p> <p>職員間や消防団などとの情報共有体制を構築する。</p>	

緊急時に情報収集専門の職員（情報処理班）を配備

愛媛県新居浜市



災害発生前後から防災関係機関や住民等から入ってくる、様々な情報を一元的に整理することにより、必要な情報を速やかに入手し、避難勧告等の発令の判断に使用できるよう役場内に専門の情報処理班を設置している。

出典：「新居浜市防災ハンドブック」 平成18年3月31日発行

## 自主防災組織等と連携した情報の収集の取り組み

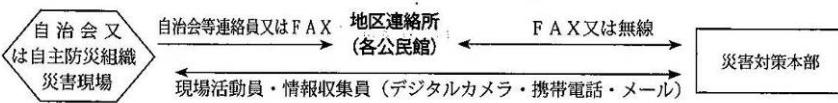
愛媛県新居浜市

土砂災害等が発生した場合等についても、現地の情報等を確実に収集するため、自主防災組織等と連携し、各避難所に地区連絡員を配置し、そこを窓口として情報収集を行っている事例。

(愛媛県新居浜市)

## 情 報 の 収 集

- ・震度6弱以上の地震が発生、又は災害が市内の広範囲に発生していると思われる情報の収集は自主防災組織、自治会単位での収集が望ましく（通信が混乱）各組織への協力を事前に求める。（相当課：市民活動推進課）
  - ・発災後自主防災組織、自治会等は地区内の被害状況を調査して「自治会等被書状況報告」により地区連絡所又は灾害対策本部に報告する。



\* FAX送信の場合は送信後、相手方の受信の確認を必ず電話で行う。

※地区連絡員(地区連絡所)、情報処理班(災害対策本部)は災害情報を住宅地図に記載し、情報の重複を防ぐ。

受け付けた情報を速やかに災対本部に転送し、活動の指示を仰ぐ。

※受け付けた情報で、活動に緊急を要する場合は、電話又は無線で直接指示を仰ぎ、対応する。

\*通信網が遮断された場合又は被害が市域の広範囲に及ぶと思われる場合は、指示を待たず  
協議のまま活動を行う。(あらかじめ手印を譲りて、災害が発生した際に連絡の報告を行なう。)

協議のうえ活動を行う。(あらゆる手段を講じて、災害対策本部に情報の報告を行うこと。)  
※実害が校舎の一部に集中した場合は、地域の内外への即時搬出が可能となる。

※被害が校内の一一部に集中した場合は、被害の無い地区の自主防災組織やボランティアと連携し対応

**＊信報の人らでない地区に関しては速やかに調査員(柳川消防署員等)を派遣し、情報収集に努める。**

※「自治会等被害状況報告」は自治会、地区公民館に事前に配布する。(担当課:市土建・土木推進課)

※「自治会等報告状況報告書」は自治会、地区公民館に事前に配布する。(担当課・市民活動推進課)

出典：「新居浜市」

Digitized by srujanika@gmail.com

出典：「新居浜市防災ハンドブック」 平成18年3月31日発行

# 土砂災害のおそれのある箇所を住民に周知したい！

- ・住民主体のハザードマップ作成
- ・地域防災計画への土砂災害のおそれのある地域等の記載
- ・土砂災害警戒区域等の住民説明会の積極的な活用

## 被災した市町村の声

- ・災害発生の数ヶ月前に土砂災害の危険箇所を記載した防災マップを全戸に配布していたが、住民の理解度に課題を残した。
- ・地域防災計画については人事異動による体制の変更を行うことが多く、土砂災害警戒区域等については、警戒区域の一覧表が入っている程度であった。

## →ここが原因

- ・土砂災害の経験のない人々の危機感の低さを考慮せずに、行政から一方的に土砂災害ハザードマップ等を配布していた。
- ・地域防災計画に周知の方法の記載が不十分であった。

## 取組みのポイント

- 地域防災計画へ土砂災害のおそれのある箇所のリストとともに、位置図等を記載する。
- 土砂災害警戒区域等の住民説明会の機会を積極的に活用する。
- 住民参加型の土砂災害ハザードマップづくりを行う。
- 地区レベルで災害図上訓練（D I G）等の実践的な防災訓練を実施する。
- 役場のホームページ等で、土砂災害のおそれのある箇所を周知する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第3章 第1節 土砂災害危険箇所等の周知）

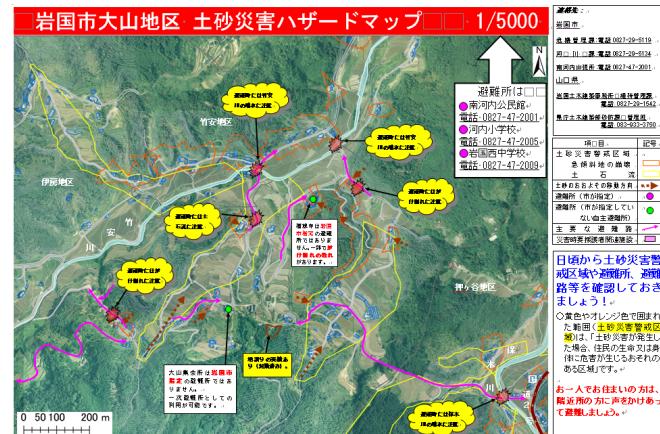
国・都道府県	市町村	住民
	<p>市町村は、土砂災害危険箇所を住民や関係機関等へ周知する。</p> <p>土砂災害危険箇所の周知にあたっては、避難所・避難経路、災害時要援護者関連施設、土砂災害の特徴や前兆現象等を記載したハザードマップを作成し、住民等の円滑な避難に役立てる。</p>	

## 住民参加型のハザードマップ作成事例

山口県岩国市



豪雨の時はこの道が危ない！



ハザードマップに住民の声を反映

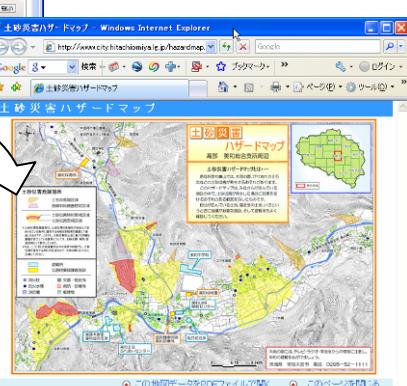
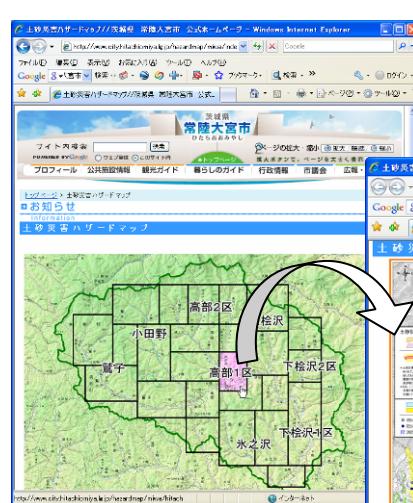
ハザードマップの素図(作業図)を見ながら、住民自らが危険な箇所や安全な場所を記入

土砂災害警戒区域が指定された地域に対して、市町・自主防災組織・住民と連携して、住民主体の実践的な土砂災害ハザードマップづくりに取り組んだ事例。

(山口県岩国市)

## ホームページで土砂災害ハザードマップを公開

茨城県常陸大宮市



出典：常陸大宮市 HP URL : <http://www.city.hitachinomiya.lg.jp/hazardmap/index.html>

土砂災害警戒区域等の指定に伴って、地区ごとに土砂災害ハザードマップを作成・配布するとともに、役場のホームページからいつでも閲覧できるようにしている。 (茨城県常陸大宮市)

# いざという時に すみやかに避難勧告を 発令したい！

- ・避難勧告発令のための避難単位の設定
- ・災害時要援護者の避難行動の困難性に配慮
- ・避難勧告を発令するにあたっての体制の整備
- ・住民へ避難勧告等の意味を周知

## 被災した市町村の声

- ・避難勧告を発令する対象区域の設定に苦慮した。
- ・避難勧告を発令したあと、職員の対応を含めて、どんなことが起こるかが想定できない。
- ・住民に避難勧告・避難指示の意味が十分理解されていない状況であった。
- ・災害時要援護者の避難は役所の車、車高の高い車で体育館へ運んだ。

## ➡ここが原因

- ・避難勧告等の避難単位を事前に設定していないかった。
- ・避難勧告発令後の行政側の体制が整っていないかった。
- ・避難勧告の意味を住民が理解していなかった。
- ・災害時要援護者の避難を考慮していなかった。

## 取組みのポイント

- 避難勧告等を発令するにあたって、箇所の特定、伝達体制、避難所の開設等、事前に体制の整備を行う。
- 地域防災計画に基づく行動計画を具体化したマニュアル等の作成を行う。
- 避難勧告等の意味と重要性を周知し、防災訓練を通して行動等を確認する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第3章 第2節 避難勧告・避難指示等の発令）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等をもとに、土砂災害が発生するおそれのある箇所（降雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定し、その箇所に係る避難単位（「5. 避難単位の設定」参照）に対して、的確に避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。</p>	
避難勧告等を的確に発令できるよう、土砂災害に関する専門知識を有する専門家等の助言を活用する。		
<p>土砂災害が発生するおそれのある箇所に係る避難単位に在宅の災害時要援護者等がいる場合、その避難行動の困難性を考慮し、特に避難が夜間になりそうな場合において、日没前に避難を完了できるよう災害時要援護者等に避難勧告を発令する。また、災害時要援護者関連施設に対しては施設管理者に同様の情報を伝達する。</p>		

**土砂災害に対する警戒避難体制を整備した事例****愛媛県新居浜市****① 現地情報の収集体制の整備**

- ・雨量観測局の増設
- ・避難所への地区連絡員の配備
- ・消防団等の連携体制の構築

**② 情報の処理体制の整備**

- ・情報処理班の設置（情報の一元化）

**③ 情報提供体制の整備**

- ・市のHPを活用した雨量情報等の提供
- ・広報誌を活用した土砂災害警戒情報や避難勧告の発令基準等に関する情報提供
- ・携帯のメール配信による避難勧告等の情報の伝達（情報伝達手段の多重化）

**④ 避難勧告等の発令基準の見直し**

- ・山間部や平地部等の地域特性に応じた避難勧告等の発令基準の設定
- ・前兆現象等の現地状況を考慮した避難勧告の発令基準の設定
- ・土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の発令基準の設定

**⑤ 避難単位の設定**

- ・土砂災害警戒区域等の指定状況を考慮した避難単位の設定
- ・在宅の災害時要援護者の避難支援体制を考慮した避難単位の設定
- ・対象人家の連絡先及び人員構成等の把握

**⑥ 避難所運営マニュアルの作成**

- ・教育委員会所管の避難所の開設・運営マニュアルの作成
- ・地域特性に応じた、住民主体の避難所の開設・運営体制の確立

**⑦ 在宅の災害時要援護者の避難支援体制の整備**

- ・関係部局等と連携した要援護者の把握
- ・要援護者1人に対して、2人以上の支援者の確保し、災害の発生時間帯等に依らない支援体制を確立（自主防災組織等と連携）

**⑧ 自主防災組織の育成支援**

- ・地区別の担当者の若手消防職員による消防団に対する防災教育の実施
- ・住民主体のハザードマップ等の作成支援
- ・防災運動会等を通した継続的な防災教育の実施
- ・災害図上訓練（DIG）等による実践的な防災訓練の実施

**⑨ 協定等の締結**

- ・大規模災害発生時の情報提供のための協定の締結
- ・協定の締結によるトラブルスポットへの災害発生前の重機等の配備
- ・対策本部等への建設業協会担当者の招集による、応急復旧対策の早期実現

**⑩ マスコミ等の積極的な活用**

- ・災害対策本部のマスコミへの開放による積極的な情報公開
- ・CATVを活用した、災害対策本部内からの実況中継

**平成16年に発生した土砂災害による被災体験等に基づき、災害対応等における課題を解決するため、自主防災組織等と連携しながら、地域の警戒避難体制を整備した事例。**

(愛媛県新居浜市)

# 避難勧告を確実に伝えたい！

- ・情報伝達手段の多重化
- ・停電対策
- ・切迫性の伝わる表現
- ・自主防災組織等と連携した体制
- ・情報伝達状況の確認

## 被災した市町村の声

- ・防災行政無線では避難勧告等が伝わりにくかった。
- ・地区長へ避難情報を伝達することはできるが、そこから各集落に伝達することは難しい。
- ・組織内部や住民に避難勧告・避難指示の意味が十分に理解されていなかった。
- ・停電時に役場から避難勧告を伝えるため職員が直接出向き、住民を起こして避難してもらった。

## ➡ここが原因

- ・避難勧告を1つのルートのみで配信している。
- ・消防団や自主防災組織と連携した体制が整備されていない。
- ・緊迫感が伝わる表現等になっていない。
- ・住民が避難勧告等の意味や重要性を認識していない。

## 取組みのポイント

- 多様な情報伝達手段を用いて、避難勧告等を伝達する。
- 停電時に使用可能な伝達機器や自家発電機等を整備する。
- 住民同士による直接の声掛け、市町村長自らの呼びかけ等により、切迫性が伝わるように努める。
- 消防団や自主防災組織等と連携し、戸別訪問や双方向通信システム等を活用した、住民の対応等を確認できる体制を構築する。
- 住民に避難勧告等の意味や重要性等を周知する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第3章 第3節 避難勧告等の伝達）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>避難勧告等の住民への伝達には、防災行政無線等の他、携帯電話、CATV、FM放送、テレビでのテロップ放送等を通じ、情報が確実に住民へ伝わるよう徹底する。また、自主防災組織や隣近所の住民同士による直接の声かけ、市町村長自らの呼びかけ等も併せて行うことにより、確実に伝達する。</p> <p>避難勧告発令後の避難状況を検証し、避難しない人の理由を分析するとともに、今後の対策を検討する。</p>	

## 消防団や自主防災組織等と連携した戸別訪問の事例

宮崎県日之影町

### 【台風第14号による災害】

■ 宮崎県 日之影町消防団 ■



←復旧活動の様子  
↓災害現場の様子



#### 【活動内容】

9月5日から6日にかけ、長時間にわたり激しい豪雨に見舞われ、河川の増水による家屋の浸水被害や土砂災害が町内の広い範囲で多発し、甚大な被害が生じた。

消防団員は災害警戒のため、消防車両での広報や、戸別訪問により避難を呼びかけ住民の誘導にあたった。その後も早期復旧のため、被災家屋に流入した土砂や流木等の撤去作業を延べ4日間行い地域の早期復旧に努めた。

土砂災害の危険性が高まった際に、消防団と連携し、消防車両や広報車、戸別訪問により住民に避難を呼びかけた。また、住民の避難に際しては、消防団が避難誘導支援も行っている。（宮崎県日之影町）

## 電子メールを用いて避難勧告等を伝達している事例

石川県金沢市



### 災害情報メール通知サービス（金沢ぼうさいドットコム）

いつ発生するか分からない台風や地震、大雪といった災害に備え、災害警戒時の警報や避難通知、災害発生時の避難所情報などを金沢市民にメールでお知らせするサービス、それが「金沢ぼうさいドットコム」です。

- 定期配信（月に1回程度）では、避難場所や非常持ち出し品などの防災知識に関するメールを配信します。
- 随時配信（災害警戒時や災害発生時）では、気象情報や避難勧告情報などに関するメールを配信します。
- 市民の皆様の居住地域の状況に忠実な情報を提供するために「校下・地区」ごとに細分化された情報中心にメール配信します。
- 「校下・地区」は複数登録が可能。たとえば自分が金沢南部に、両親が金沢北部に住んでいるといった場合、両方の登録が可能です。
- 登録料は無料。登録時に必要となる情報は「校下・地区」とメールアドレスのみです。

金沢市民以外の方でも「ご家族や親戚が金沢市に住んでいる」という場合は、ぜひご登録を！

携帯はもちろんだけど  
パソコンにもメール  
配信してくれるよ！



情報提供イメージ

事前に登録したユーザに対し、避難勧告等が発令された場合等に、メール（文字情報のみ）を配信するシステム。メールの配信対象地区を選択して登録することもできる。（石川県金沢市）

# 土砂災害を対象とした避難勧告等の発令基準を決めたい！

- ・定量的な避難勧告発令基準等の設定
- ・地区別の避難勧告発令基準等の設定
- ・前兆現象を考慮した避難勧告発令基準等の設定
- ・土砂災害警戒情報の活用

## 被災した市町村の声

- ・避難勧告等の発令の判断が難しい。
- ・雨量情報だけを基準として避難勧告を出すことは難しい。
- ・避難勧告等の基準は、土砂災害に限定した基準ではなく、雨量指標によるものでもない。
- ・被害が発生しなければ勧告等を発令できない状態にある。

## ➡ここが原因

- ・土砂災害に対する避難勧告等の発令に関する定量的な基準が定められていなかった。
- ・土砂災害警戒情報を活用していなかった。
- ・前兆現象の活用について考慮されていなかった。

## 取組みのポイント

- 土砂災害警戒情報や前兆現象に基づく客観的な避難勧告等の発令基準を設定する。
- 地域特性を考慮した雨量情報等に基づく地区別の避難勧告等の発令基準についても検討する。
- 現地の状況を収集できる体制を整備する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第3章 第4節 避難勧告等の発令基準の設定）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>土砂災害警戒情報や前兆現象等を用いた客観的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に掲載するとともに、住民に周知する。</p>	

## 避難勧告等の発令基準として土砂災害警戒情報を適用

愛媛県新居浜市

**土砂災害に対する避難基準(立川・別子山以外の山すそ地区)**

避難準備情報	避難勧告	避難指示
前日までの連続雨量が100mm以上あつた場合	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき
前日までの連続雨量が40mm以上100mm未満の場合	80mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき
前日までの降雨がない場合	100mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき
その他	土砂災害警戒情報を発表されたとき	水防本部長が必要と認めたとき
	水防本部長が必要と認めたとき	

**土砂災害に対する避難基準(立川地区)**

避難準備情報	避難勧告	避難指示
連続雨量が200mmを超えたとき	連続雨量が200mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想されるとき	土砂災害の前兆現象が認められるとき、土砂災害が発生したとき
	土砂災害警戒情報を発表されたとき	

**土砂災害に対する避難基準(別子山地区)**

避難準備情報	避難勧告	避難指示
連続雨量が300mmを超えたとき	連続雨量が300mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想されるとき	土砂災害の前兆現象が認められるとき、土砂災害が発生したとき
	土砂災害警戒情報を発表されたとき	
	その他水防本部長が必要と認めたとき	

**新しくなった避難基準**

それぞれの地区に対する避難勧告指示などについては、水防本部長（市長）および副市長（市長）で協議して決定します。

**避難勧告等の発令基準として、土砂災害警戒情報を発表を追加。**

（愛媛県新居浜市）

## 避難勧告等の発令基準として前兆現象を活用

## 平成17年度地域防災計画

## (2) 避難勧告の基準

## ア 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。（風速20メートル以上でさらに強まっていくことが予想される場合）

## イ 豪雨の場合

豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まって来たとき。  
(連続雨量が150ミリ、時間雨量50ミリを超えたときのような場合)

## ウ 洪水、高潮の場合

洪水、高潮のおこるおそれが予想される段階にいたったとき。

## エ その他の場合

警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が強まったとき。

## 平成18年度地域防災計画

## (2) 避難勧告の基準

## ア 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。（風速20メートル以上でさらに強まっていくことが予想される場合）

## イ 豪雨の場合

豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まって来たとき。

① 平地の場合：連続雨量が150ミリ、且つ、時間雨量50ミリを超えたときのような場合

② 山地の場合：前日までの連続雨量が100ミリ以上あつた場合で、当日の日雨量が50ミリを超えて、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降ると予想されるとき

但し、次に掲げる情報に留意し、総合的に判断するものとする。

- (7) 鹿児島県土砂災害警戒情報
- (4) 土砂災害警戒監視情報
- (5) 各気象情報

被災経験及び、避難勧告の発令と住民等の避難行動等を勘案し、地域防災計画の見直しを行った事例。客観的な基準(H17)から、地域特性および土砂災害警戒情報を考慮した基準(H18)、豪雨だけでなく、土砂災害を対象とした、前兆現象等の現地情報を考慮した基準(H19)へと、見直している。（鹿児島県垂水市）

## 平成19年度地域防災計画

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、鹿児島県土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報等の報告を含め総合的に判断して発令する。		
(2) 避難勧告		
対象災害	地域等	判断基準
暴 風	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。</li> </ul>
	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。</li> <li>・近隣で前兆現象（斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見があったとき。</li> <li>・甚大な被害の恐れがあるので、より早めの避難の判断をするものとする。</li> </ul>
	平地対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間雨量が150ミリ、且つ、1時間雨量50ミリを超えたとき。</li> </ul>
豪 雨 (土砂災害)	山沿い対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・累計雨量が100ミリ以上あつた場合で、24時間雨量が50ミリを超えて、1時間雨量30ミリ程度の強い雨が降ると予想されるとき。</li> </ul>
	土砂災害警戒区域	
	土砂災害特警戒区域	
高 潮	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮による重大な災害が起こるおそれがあり（鹿児島湾のT・Pが2.7m以上と予想）</li> <li>「台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多いことから、避難準備基準を満たした時点で避難勧告を検討。」</li> </ul>

# 土砂災害警戒情報を活用したい！

- ・土砂災害警戒情報の意味の周知
- ・土砂災害警戒情報を補足する情報の活用

## 被災した市町村の声

- ・土砂災害に対する避難勧告等の発令判断が難しい。
- ・雨量のみを基準として避難勧告を出すことは難しい。
- ・時間雨量等が避難勧告基準に達した場合でも、今後の雨量予測を勘案して判断するため、遅れるか、早すぎるかの判断が難しい。
- ・発令のタイミングと土砂災害危険箇所への発令のあり方等が明確でない。
- ・自主避難が多かったため、解除を出した頃にはほとんどの人が既に帰宅していた。

## →ここが原因

- ・土砂災害警戒情報を活用していなかった。
- ・解除を含め、自主避難や避難勧告発令等のタイミングとして、土砂災害警戒情報を活用していなかった。
- ・詳細な危険度判定結果（メッシュ情報）を活用していなかった。

## 取組みのポイント

- 土砂災害警戒情報が発表された場合の対応を定め、補足する情報とあわせて避難勧告等の発令基準として活用する。
- 土砂災害警戒情報の意味、どのように伝達されるかなどを、平常時から住民に周知する。
- 防災教育等の機会を通じて、都道府県が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報に関する理解を深め、住民が土砂災害の危険度を判断できるようにする。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第3章 第4節 避難勧告等の発令基準の設定）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>土砂災害警戒情報や前兆現象等を用いた客観的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に掲載するとともに、住民に周知する。</p>	

## 土砂災害警戒情報の周知事例

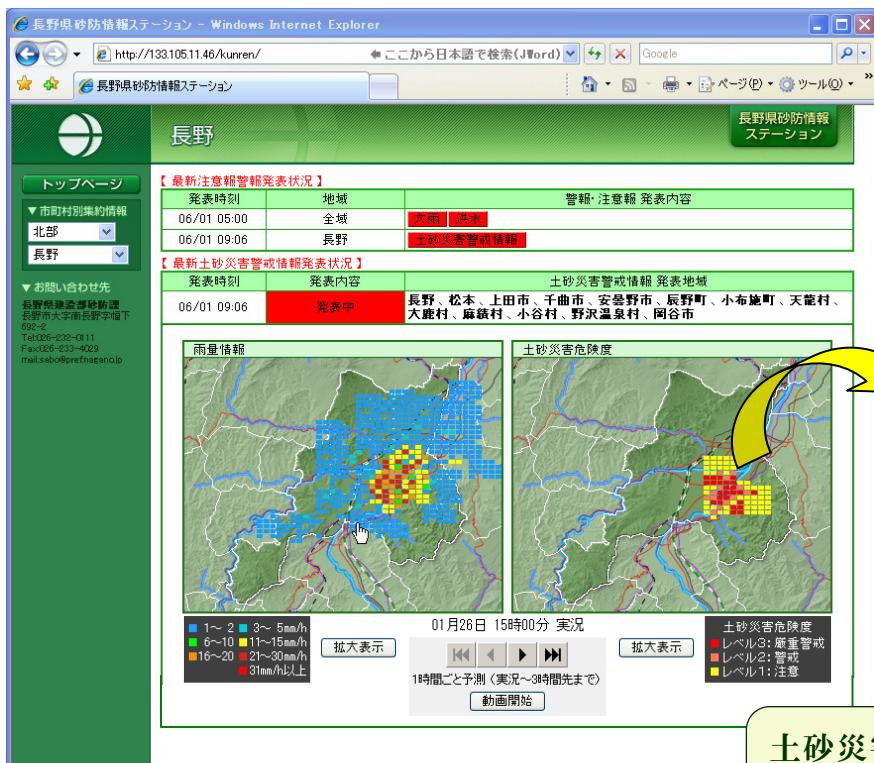
長野県



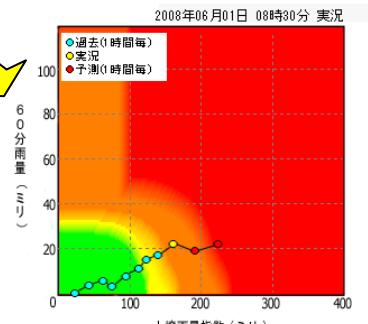
出典：長野県・長野地方気象台「土砂災害警戒情報」パンフレット

## 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供事例

長野県



土砂災害の危険度を 1km メッシュ単位で、実況～3時間先まで予想して示しています。これにより市町村内の、どの地区の危険が高まっているかが分かります。



土砂災害警戒情報を補足するための情報をホームページで提供。（長野県）

出典：長野県砂防情報ステーション  
URL : <http://133.105.11.45/index.html>

# 避難勧告等の 避難単位を決めたい！

- ・都市部、山間部等の地域特性の把握
- ・住民、消防団、自主防災組織等の意見を反映した避難単位の設定
- ・災害時要援護者を考慮した避難単位の設定

## 被災した市町村の声

- ・避難勧告を発令する対象区域の設定に苦慮した。
- ・避難勧告の基準は、これまで雨量、土砂災害警戒情報、消防団や職員の巡視等を参考にした上で、総合的に地区を決定している。
- ・同一地区内でも被害の様相が異なった地区については、地区単位を見直した。
- ・支援が必要な人に対し二人以上の支援者を決めるように地区にお願いしているが、全市で避難勧告が発令された場合には、支援者が駆けつけて一緒に避難できるかは難しい。

## →ここが原因

- ・避難勧告等の避難単位（発令単位）を事前に設定していなかった。
- ・地域特性を考慮せずに避難単位を決定している。
- ・災害時要援護者の支援体制を考慮した避難単位になっていない。

## 取組みのポイント

- 町内会、自治会、自主防災組織等、同一の避難行動をとるべき地区を避難単位として設定する。
- 既往の避難単位にとらわれず、都市部、山間部等の地域特性、土砂災害により被害が生じるおそれのある地域や避難所・避難経路等を考慮した避難単位を検討する。
- 災害時要援護者の避難支援プラン等に基づき、災害時要援護者に対する避難支援体制を考慮した避難単位を設定する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第3章 第5節 避難単位の設定）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるために、町内会、自治会、自主防災組織等、同一の避難行動をとるべき地区を避難単位として設定する。 (避難発令対象地区の設定)</p> <p>設定した避難単位毎に在宅の災害時要援護者の有無を確認し、災害時要援護者が多数存在する場合は、必要に応じて避難支援体制を考慮した避難単位に見直す。</p>	

## 避難勧告発令時の避難単位（対象地区）を事前に検討

愛媛県新居浜市

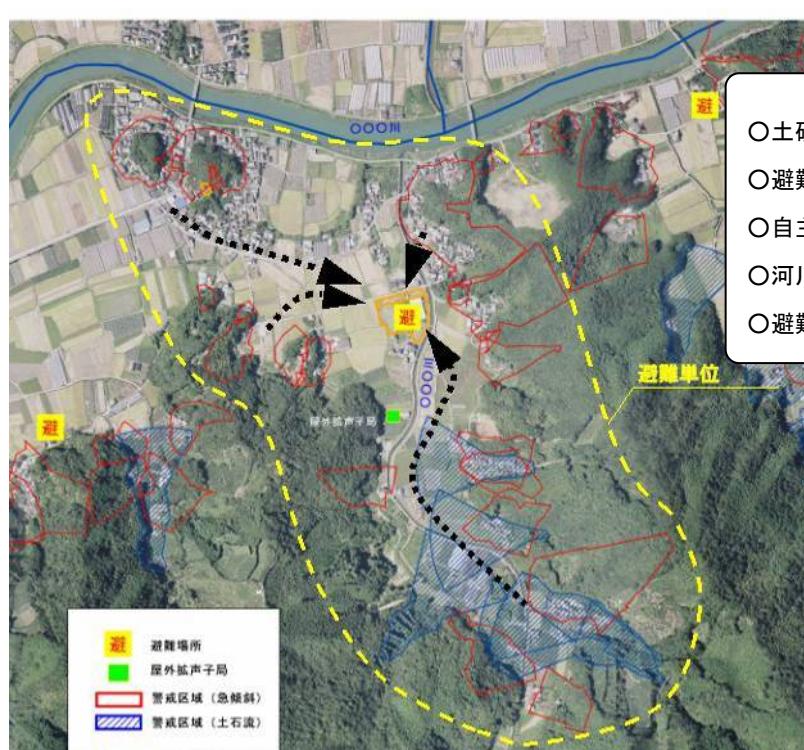
避難勧告対象地区的検討表			平成19年7月2日	
地区	番号	地区名	担当課	世帯数及び人数
川西地区	1	滝の宮・慈光園の西山林	都計	3世帯・5人
	2-1		都計	5世帯・13人
	2-2		都計	現在空き家
	3		都計・下水	9世帯・33人
	4		都計	4世帯6人
	5		都計	15世帯・29人の他、短期滞在型12室のアパート1棟
小計			5地区・6箇所	36世帯・86人の他、短期滞在型12室のアパート1棟
川東地区	1	大島・明神谷川流域	下水	5世帯・9人
	2-1	荷内宮・谷川北側	下水	8世帯・27人
	2-2	荷内・宝寿園の西山林	都計	4世帯・8人
	3	荷内・切抜	都計	調整中
	4-1	阿島・長谷川	下水	1世帯・1人
	4-2	阿島・泊王神社排水路	下水	6世帯・24人
	4-3	阿島・天理教阿島分教会	下水	1世帯・3人
	5		下水	1世帯・1人
	6	黒島・天つぼ山沿い	都計	11世帯・24人
	7	多喜浜・西白浜川流域	下水	11世帯・32人
	8	楠崎・役所川(本川流域)	下水	14世帯・35人
	9		都計	4世帯・10人
	10		都計	3世帯・6人
	11		都計	3世帯・5人
	12-1		都計	6世帯・7人
	12-2		都計	4世帯・7人
小計			12地区・16箇所	82世帯・199人
上地区	1-1	船木・闇の戸	下水	2世帯・3人
	1-2	船木・長川	農水	1世帯・1人
	2	船木大久保 神宮寺	下水	1世帯・3人
	3-1	七宝台町・東端	都計	3世帯・7人
	3-2	七宝台町・北東側	都計	2世帯・3人
	3-3	七宝台町・北側	都計	17世帯・38人
	3-4	七宝台町・西側	都計	1世帯・1人
	4		下水	1世帯・3人
	5		都計	1世帯・2人
	6	種子川山・西種子川上流	農水	2世帯・4人
	7-1	立川自治会（立川全域）	農水	95世帯・199人
	7-2	奥之平自治会（立川全域）	農水	7世帯・12人
	8	山根・重蔵谷川	下水・農水	4世帯・11人
	9	角野・山根町	都計	豪灾 備蓄30人・ひかり幼稚園 備蓄20人・園児130人
	10-1	萩生・萩生地区	都計	4世帯・14人
	10-2	萩生・芳谷	都計	1世帯・2人
	11	萩生町之上新居浜コーポタウン	都計	6世帯・15人
	12	大生院・正法寺南裏山	都計	2世帯・12人
	13	大生院・まさき育成園	下水	教職員31人・入所者60人
小計			13地区・19箇所	150世帯・330人の他、瑞應寺・ひかり幼稚園・まさき育成園
合計			30地区・41箇所	268世帯・615人+α

土砂災害が発生した際に生命に危険が生じるおそれのある人家を特定し、避難勧告発令時に市から直接連絡を入れられるように連絡先等を整理した調書と位置図が作成される。

調書は、地区別に作られ、連絡先のほか、当該人家に居住する家族構成がつけられる。また、市からの連絡は、当該調書の世帯番号順に連絡が回される。

左の資料は、調書に基づき、対象人家戸数等を地区別に整理したもの。  
(愛媛県新居浜市)

## 避難単位の設定イメージ



## 避難単位を設定する際の留意点

- 土砂災害警戒区域（または土砂災害危険箇所）の分布状況
- 避難所の分布状況
- 自主防災組織や自治会の単位
- 河川等の浸水想定区域
- 避難経路等の被害による孤立化が懸念される箇所等

## 避難単位の設定イメージ

## 避難勧告等の解除のタイミングを知りたい！

- ・気象情報、土砂災害警戒情報の解除を確認
- ・巡回点検による現地状況の把握
- ・専門家の助言、砂防ボランティアとの連携

### 被災した市町村の声

- ・被災後に危険度調査結果を各戸への勧告や電話、張り紙等により対象者に伝え、避難が行われたが、勧告の解除前に帰宅する人がいた。
- ・雨がやんでからだいぶ時間がたち、住民から帰りたいという要望が多く、消防団の見回りにより、大きな出水が確認されなかつたため、土砂災害警戒情報が解除される前に、避難勧告を解除した。
- ・自主避難が多かったため、解除を出した頃にはほとんどの人が既に帰宅していた。

### ➡ここが原因

- ・避難勧告の重要性や土砂災害警戒情報の意味が十分に理解されていない
- ・避難勧告の解除の目安がない
- ・土砂災害の安全性の判断基準および確認方法がわからない
- ・土砂災害に対する経験や知識等が少ない
- ・職員等に判断がゆだねられている。

### 取組みのポイント

- 土砂災害警戒情報を考慮した、避難勧告等の解除基準を明らかにしておく。
- 現地の巡回、点検にあたっては巡回者の安全を確保する。
- 二次災害防止のため、専門家からの助言、砂防ボランティア等との連携について検討する。

### 土砂災害警戒避難ガイドライン（第3章 第6節 避難勧告等の解除）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>大雨警報や土砂災害警戒情報の解除をひとつの目安として、気象状況及び現地状況を十分確認したうえで、避難勧告等を解除する。</p> <p>現地情報については、消防団等による巡回・点検等を行い、当該危険箇所において土砂災害の前兆現象等がないことを確認するとともに、住民が避難所から帰宅するための避難経路についても安全性を確認する。</p> <p>土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれがなくなり、安全であることを確認する。この場合、土砂災害に関する専門家等の意見を参考にすることも有効である。</p>	

## 砂防ボランティアと連携した体制を整備した事例

島根県

### ■島根砂防ボランティア協会活動報告

#### 1. 8月豪雨災害に係る砂防ボランティアの派遣について

当協会では、8月豪雨災害により被害があった西ノ島町から要請を受け、がけ崩れが発生した被災箇所について、復旧に係る工法等の技術指導を行うため10月16日に内田充則会長ほか3名の砂防ボランティアを派遣しました。

がけ崩れ災害のあった市部地区ほか4箇所において、現地の状況や今後の避難の対応や対策にあたっての技術的な助言を行いました。



#### 2. 危険箇所点検及び施設点検について

当協会では、会員数の増加など体制も充実したことから、これまで年に2回程度行っていた点検活動を本年から拡充し、全県下7県土整備事務所管内全てで実施することとした。



**土砂災害発生後に、砂防ボランティア協会の協力を得て、災害発生箇所の調査や安全性の確認、対策のための技術的な助言を実施した事例。**

(島根県)

にあわせ住民の方に土砂災害に関するパンフレ

ットを配布し、土砂災害防止に向けた周知活動を行いました。

出典：「SABOしまね No.003」 2007.10.23 島根県土木部砂防課発行

## 専門家からの助言を活用した事例

長野県

平成18年7月21日

1/1 ページ

平成18年8月4日  
(独)土木研究所  
土砂管理研究グループ

### 長野県岡谷市土石流災害の二次災害防止に関する技術支援

(独)土木研究所 土砂管理研究グループは長野県からの要請を受け、7月24日(月)行方不明者1名の捜索活動(岡谷市湊3丁目)に係わる二次災害防止への技術的な支援のため、下記専門家の派遣を行いました。

1. 派遣日  
平成18年7月24日～25日
2. メンバー  
火山・土石流チーム 上席研究員 栗原 浩一  
地すべりチーム 主任研究員 藤平 大
3. 派遣箇所  
・岡谷市 湊3丁目



**国に対して出された専門家の派遣要請に基づき、土砂災害発生箇所に専門家を派遣し、二次災害の防止等のための技術的な支援を受けた事例。**

(長野県)

出典：土木研究所 土砂管理研究グループ 火山土石流チーム HP  
URL : <http://www.pwri.go.jp/team/volcano/jindex.htm>

# 早期避難を促すために すみやかに避難所を開設したい！

- 行政と住民の役割分担の明確化
- 行政と住民の連携体制
- マニュアル等の作成と見直し
- 在宅の災害時要援護者等への避難対応
- 防災訓練の実施

## 被災した市町村の声

- 避難所を増やしても対応する職員がない。
- 梅雨前線豪雨の時、自主避難先の避難所開設時には職員等を配置できなかった。
- 避難所の職員の配置は、台風等予め予測がつくことに関しては間に合うが、それ以外の時には間に合わない。
- 避難所の運営に際し、避難所受入対象者、避難所への入退所管理、避難者への情報伝達、相談業務など問題が見受けられた。

## →ここが原因

- 行政のみで避難所の開設・運営を行おうとした。
- 自主避難先の避難所の開設・運営で行政が対応しようとしていた。
- 自主避難先の避難所を行政が把握していなかった。
- 職員の配備に時間がかかった。
- 開設・運営業務の内容を行政が把握（理解）できていなかった。

## 取組みのポイント

- 行政と住民が連携して選定した避難所について日頃から安全点検を行っておく。
- 行政と住民の役割分担を明確にし、住民の避難開始のタイミングに遅れないよう避難所を開設する。
- 災害時要援護者等の受け入れ体制づくりや福祉避難所の整備を行う。
- 行政と住民が連携して避難所を開設・運営できるよう、マニュアルを作成する。
- マニュアルに基づき防災訓練等を行い、必要に応じて見直しをする。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第4章 第1節 避難所の開設・運営）

国・都道府県	市町村	住民
	<p>避難所の開設にあたり、避難所の安全点検を行う。</p> <p>避難所の開設・運営にあたっては、可能な範囲で地区在住の市町村職員を割り当てる等の対応をとる。</p> <p>運営について、住民や自主防災組織等と連携した体制を確保する。</p> <p>在宅の災害時要援護者等の早期避難に備えて、安全性が確認されている身近な公民館などの避難所確保と早期開設・運営に係る体制づくりを行う。</p> <p>避難所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。</p>	

## 住民主体の避難所運営マニュアルを作成

広島県広島市

## 避難所運営に関する記載概要

- ① 避難所の開設手順について
  - ② 開設後の対応について
  - ③ 運営上の留意点について

## 留意点

- ・ 災害対策本部との電話が不通の場合は、自転車等のあらゆる交通手段を活用し、直接連絡等を行う。
  - ・ 運営本部のための部屋をあらかじめ確保しておく。
  - ・ 運営本部ではラジオなどにより、最新の情報を確保するよう努める。

## 避難および避難支援に関する記載概要

- ① 地震発生時の避難場所について
  - ② 災害時要援護者等への避難支援と配慮について
  - ③ 近所の人と声をかけあいについて
  - ④ 生活避難場所における避難生活について



住民主体の避難所開設・運営を目的としたマニュアルを作成し、検証訓練を実施

(広島県広島市)

公民館職員向けの避難所開設・運営マニュアルを作成

愛媛県新居浜市

**避難所設置対応マニュアル**

公民館における避難所設置及び運営のポイント【平成18年5月作成】  
新居浜市教育委員会 社会教育課

**1.はじめに**  
現在の「新居浜市地域防災計画」では、公民館は避難所とされており、避難所開設の指示があった場合、公民館の職員を中心となって避難者の収容入所等避難所の運営を行うことになります。しかし、平成16年の8.18豪雨災害から台風2号までの対応及び平成17年9月の14号台風の避難所での避難者対応の経験を通して、どのように対応したらよいか、その運営に不明瞭な点がある等の意見が多くあった。そのため、公民館が統一した使いができるように、「避難所設置及び運営のポイント」をとりまとめ各公民館の職員皆さんに理解をしていただき、適切な避難者対応をお願いしたいと考えております。

**2.避難所の開設**  
(1) 教育委員会関係の避難所は、すべての公民館、小学校、中学校、幼稚園が該当しています。したがって、避難所設置の指示が出でない状態でも、勤務時間中に町域住民から避難したいとの相談が公民館に直接あった場合は、社会教育課長に連絡し、指示を受けてください。

(2) 次の状況が生じたときは、社会教育課長からの指示により、勤務時間内外を問わず避難所を開設してください。開設は、概ね公民館、小学校、中学校、幼稚園の順序になりますが、災害の状況や避難者の避難所との距離などにより判断することもあります。  
①市の水防本部又は災害対策本部（以下「本部」という）が自治会放送などで自ら避難の呼びかけを行なった場合。  
②市民から主避難の申し出が本部などにあった場合。  
③本部から避難勧告及び指示が出された場合。

**3.避難所開設事前準備について**  
公民館は、避難所開設のための勤員計画をあらかじめ決定しておき、勤務時間外でもあっても、概ね30分程度で設置できるよう体制を整えておいてください。

**4. 避難所の管理運営**

(1) 避難してもらう人への注意事項  
事前に避難したくない者の相談がある場合は、次のことを説明し、避難して来てから混乱が起きないように配慮してください。

- ①ペットは虐待してもららう。
- ②閑者への連絡は各自の事前にしておいてもららう。
- ③当時の飲食物は各自に用意をしておいてもららう。

(2) 避難所でのマナーについて  
共同生活であることが基本です。避難者の理解、協力を得てください。

- ①管理者の指示に従う。
- ②清潔・時間・起居・会間等を遵守する。
- ③外出時の届け出をする。(過場も含む)
- ④お互いのプライバシーを尊重する。
- ⑤乳児・高齢者・障害者への配慮をする。

(3) 運営上の留意点

様式11：避難所日誌

- ①避難者の登録を行い、名簿等を作成すると共に、緊急に医療及びその他の措置を必要とする避難者のために移送などの措置をとる。
- ②避難者に配し、避難指揮の内容や理由、気象、被災状況などを説明し、避難者の安心に努める。
- ③避難者の医療維持や生活環境に注意を払う。
- ④避難者のニーズへの把握、調整を行う。特に、高齢者や障害者等灾害弱者のニーズには十分配慮する。

(4) 運営の手順

- ①受け入れ設置し、受入・退出時に、避難者登録  
　様式12：避難者カード(世帯単位)
- ②避難者を把握し、避難者の受入が落ち込まないようする。電話連絡の際、避難者を収容記述欄に記入する。
- ③避難所における必要物資が不足した時、直ちに購入へ電話連絡する。
- ④避難者からの地元の被災状況等の情報は、  
⑤社会教育課長からの連絡事項は必要に応じて

避難所の開設・運営に慣れていない公民館職員等のために、避難所の運営マニュアルを作成した事例。 (愛媛県新居浜市)

# 住民が快適に避難できる避難所を確保したい！

- ・ コミュニティ機能
- ・ 情報収集・伝達手段の多重化
- ・ 避難ルールづくり

## 被災した市町村の声

- ・ 避難所の中では情報が隔離された。
- ・ 多数の部屋や学校の体育館を使っている場合、情報を避難者に伝えるための方法がない。
- ・ 防災備蓄品や調理用具の備えがなかった。
- ・ 備蓄倉庫が土砂災害警戒区域に入っていたため、備蓄品を取りに行ってよいか困惑した。
- ・ 周りの人に迷惑を掛けるのではないかと思い、落ち着かなかった。

## →ここが原因

- ・ 避難所にテレビやラジオ等の情報収集機器がない。
- ・ 避難所内の情報共有体制や共有化のあり方が確立していない。
- ・ 災害時に必要な備品等を整理していない。
- ・ 災害時要援護者等のニーズに配慮した避難スペースを確保していない。
- ・ 福祉避難所が整備されていない。

## 取組みのポイント

- 情報収集機器を有し、日常から使用されている地域のコミュニティ施設を利用する。
- 避難所へ多様な情報収集機器を整備し、確実に情報が入るようにする。
- 避難者等のニーズや情報等を確実に収集するため、行政との窓口となる職員等を配置する。
- 行政と住民が連携して避難所を運営できるよう、避難所運営ルールを作成し、避難者が快適に過ごすことができるよう配慮する。
- 避難者のニーズを想定し、必要な設備や広さを有する施設を利用するとともに、不足設備・備品等の支援体制についても検討する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第4章 第2節 避難所が持つべき機能）

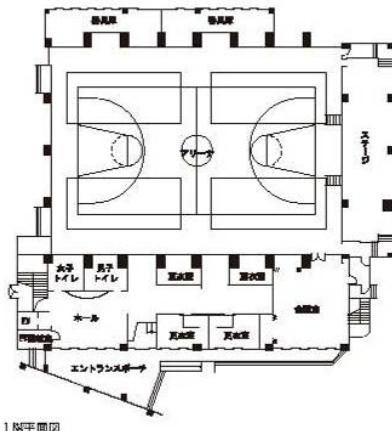
国・都道府県	市町村	住民
	<p>避難所は、災害関係等の情報を得ることができ、避難生活の利便性が考慮された機能・設備を有することや、日頃より情報が集まる日常性のある施設であることが望ましい。</p>	

## 体育館を改修し、快適な避難所を確保した事例

# 埼玉県松伏町

# 防災拠点施設としての小学校体育館改修

## 埼玉県松伏町と松伏町立松伏第二小学校

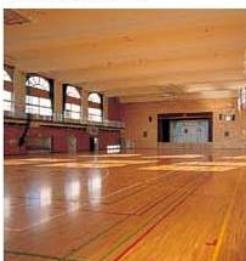


防災拠点として使用される小学校の体育館を改修し、シャワー付更衣室や体育館のキャットウォーク下部の遠赤外線ヒーター、排水を断水時のトイレ用の水として使用できる車椅子用スロープ付プール等を整備した事例。 (埼玉県松伏町)

(埼玉県松伏町)



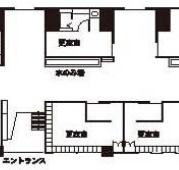
樹庭から見た体育館外観。



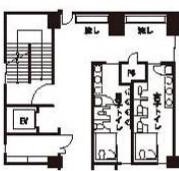
体育館内部。キャットウォーク下部には赤タ



A close-up photograph showing the front edge of a white sofa or chair. The seat is upholstered in a light-colored fabric with vertical stitching or ribbing. The sofa is positioned against a dark, textured wall.



エントランスホール



一般階トイレ平面図



1996-1997 学年第一学期



#### 一般階トイレ



AI研究会 HP

出典：学校のトイレ研究会 HP

中学校の学習研究会用 URL : <http://school-toilet.jp/>

## 避難所の有する機能等を整理した事例

栃木県日光市

日光市	湯西川地区	避難所調査票																								
施設名 湯西川公民館	2008 年 1 月 31 日 作成修正																									
避難対象地区 湯西川 境内 所在地 湯西川709 管理者	避難所位置図（周辺の公共施設や危険箇所等の分布がわかるもの）																									
施設面積 730 m <sup>2</sup> 収容人数 200 人 電話番号 98-0026																										
施設概要																										
構造 RC構造 階数 2階建																										
誕生年 33年(昭和50年) 備考 日光市湯西川支所と同じ建物																										
概観																										
土砂災害等に対する安全性(土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の指定)																										
<table border="1"> <tr> <td>危険性</td> <td colspan="2">土砂災害警戒区域</td> </tr> <tr> <td>対策施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>危険性</td> <td colspan="2">土砂災害警戒区域</td> </tr> <tr> <td>対策施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>危険性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>対策施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>浸水想定区域</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>浸水した履歴</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			危険性	土砂災害警戒区域		対策施設			危険性	土砂災害警戒区域		対策施設			危険性	なし		対策施設			浸水想定区域			浸水した履歴		
危険性	土砂災害警戒区域																									
対策施設																										
危険性	土砂災害警戒区域																									
対策施設																										
危険性	なし																									
対策施設																										
浸水想定区域																										
浸水した履歴																										
<table border="1"> <tr> <td>急傾斜</td> <td colspan="2">土砂災害警戒区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td colspan="2">土砂災害警戒区域</td> </tr> <tr> <td>水害</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			急傾斜	土砂災害警戒区域		土砂災害			地すべり	土砂災害警戒区域		水害														
急傾斜	土砂災害警戒区域																									
土砂災害																										
地すべり	土砂災害警戒区域																									
水害																										
情報収集伝達																										
<table border="1"> <tr> <td>関係機関との情報収集伝達手段</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>防災無線(栗山総合支所間のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>停電時に使用可能な情報収集手段</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>			関係機関との情報収集伝達手段	電話	防災無線(栗山総合支所間のみ)		停電時に使用可能な情報収集手段	なし	非常用電源	なし	備考															
関係機関との情報収集伝達手段	電話																									
防災無線(栗山総合支所間のみ)																										
停電時に使用可能な情報収集手段	なし																									
非常用電源	なし																									
備考																										
避難所の概要																										
<table border="1"> <tr> <td>駐車場</td> <td>○ 15台</td> </tr> <tr> <td>パリアフリー</td> <td>× 入り口に段差あり</td> </tr> <tr> <td>入浴施設</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>調理施設</td> <td>○ ガスあり</td> </tr> <tr> <td>食料の備蓄</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>毛布等の備蓄</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>管理者の常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>			駐車場	○ 15台	パリアフリー	× 入り口に段差あり	入浴施設	×	調理施設	○ ガスあり	食料の備蓄	×	毛布等の備蓄	×	管理者の常駐	○	備考									
駐車場	○ 15台																									
パリアフリー	× 入り口に段差あり																									
入浴施設	×																									
調理施設	○ ガスあり																									
食料の備蓄	×																									
毛布等の備蓄	×																									
管理者の常駐	○																									
備考																										
地域との連携																										
<table border="1"> <tr> <td>(組織名) 湯西川温泉今石自主防災会 (責任者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(住所)</td> <td>(連絡先)</td> </tr> <tr> <td>(組織名) 湯西川温泉湯平自主防災会 (責任者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(住所)</td> <td>(連絡先)</td> </tr> <tr> <td>(組織名) 湯西川上自主防災会 (責任者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(住所)</td> <td>(連絡先)</td> </tr> </table>			(組織名) 湯西川温泉今石自主防災会 (責任者)		(住所)	(連絡先)	(組織名) 湯西川温泉湯平自主防災会 (責任者)		(住所)	(連絡先)	(組織名) 湯西川上自主防災会 (責任者)		(住所)	(連絡先)												
(組織名) 湯西川温泉今石自主防災会 (責任者)																										
(住所)	(連絡先)																									
(組織名) 湯西川温泉湯平自主防災会 (責任者)																										
(住所)	(連絡先)																									
(組織名) 湯西川上自主防災会 (責任者)																										
(住所)	(連絡先)																									
コメント等																										
<table border="1"> <tr> <td>地区内自主防災組織</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			地区内自主防災組織																							
地区内自主防災組織																										

地区内の避難所について市と県等が情報共有するため、位置図や外観、収容可能人数などの施設諸元、保有する情報収集伝達機器や自家発電機等の整備状況、調理施設やバリアフリー化の有無等の施設の機能、地区の自主防災組織等についてとりまとめた調査票を作成した事例。

栃木県日光市

# 土砂災害に対して 安全な避難所を 確保したい！

- ・避難所の安全基準の策定
- ・避難所の安全点検の実施
- ・代替施設の活用
- ・一時避難場所の設定
- ・避難所を保全する砂防施設の整備

## 被災した市町村の声

- ・住民（高齢者）が自主避難所に避難する経路において、濁流に流され危険な状態となり、助けられた事例がある。
- ・指定避難所ではないが、住民が自主避難していた集会センターで一部被害を受けた。
- ・避難所自体が浸水した。
- ・避難所に対する安全基準がない。
- ・ただ単に集会所及び学校を避難所としているケースが多い。
- ・土砂災害警戒区域に避難所があり、周辺に代替避難所となる公共施設がない。

## →ここが原因

- ・土砂災害や水害の危険性を考慮して避難所を選定していなかった。
- ・土砂災害に対する避難所の安全基準なかった。
- ・公共施設のみを避難所として位置づけていた。
- ・土砂災害に対して安全な土地等がない。

## 取組みのポイント

- 専門家の助言等を受けながら、避難所の安全基準を作成する。
- 砂防ボランティア等と連携し、避難所の安全点検を進める。
- 土砂災害に対して安全な施設を代替施設として利用する。
- 地域住民との協働により、民間施設等を一時的な避難所として活用する。
- 集落全体が避難困難地の警戒避難体制の強化を図るため、地域の防災拠点として保全する避難所を選定する。
- 不測の事態においては、自宅や隣接するRC構造建物の2階以上等、安全と思われる場所に避難することを考える。

土砂災害警戒避難ガイドライン（第4章 第3節 避難所・避難経路の安全確認）  
(第4章 第4節 避難所を保全する砂防施設整備)

都道府県	市町村	住民
	市町村、消防、警察、自主防災組織、住民等による避難所・避難経路の合同点検を定期的に実施し、土砂災害に対する避難所の安全性を確認する。	
	立地条件等から土砂災害に対する安全性の確認が難しいと判断される避難所については、土砂災害に関する専門家等による現地確認を行う等の対応が必要である。	
	安全な避難所の確保が難しい場合には、民間施設等を一時避難所として選定するほか、他の公共施設等の活用等を検討する。	
	土砂災害に対して安全な避難所が確保できない地域に対して、避難所を保全する砂防施設を整備する。	

## 砂防ボランティアと連携した避難所の安全性を確認

長野県



砂防ボランティアと連携し、避難所の土砂災害に対する安全性を確認している事例。砂防施設等の安全性についても確認している。  
（長野県）

出典：長野県HP

名称	長野県砂防ボランティア協会
災害ボランティア関連施策を開始した時期	
担当部署	土木部砂防課
担当者の役職・氏名	地すべり係長 小熊 友和
所在地住所	〒380-8570 長野市南長野幅下692-2
電話番号	026-235-7322
FAX番号	026-233-4029
電子メールアドレス(問合せ用)	ngrnsabo@rose.ocn.ne.jp
災害ボランティア登録制度	なし
登録制度開始時期	
登録種別	危険判定 砂防
登録資格	その地(砂防事業に精通したもの)
登録者数・団体数	208人
災害ボランティア向けパンフレット、資料等	なし
災害ボランティアに対する研修	あり(実施している種別) 砂防
研修の内容	形態 講習会 その他(現地研修) 頻度 1年に2回 対象者 登録者
ボランティアに対する支援	
方公共団体、公益団体と連携	あり
ボランティア関連施策・パンフレット、広報誌	なし
協定を結んでいる災害ボランティア団体	なし
住民等への地域内の災害ボランティア団体の紹介・情報提供	なし
施策のPR	

## 民間施設を一時避難所として活用

香川県小豆島町



以前、民宿を営んでいた個人住宅を一時避難所として活用している事例。  
（香川県小豆島町）



# 災害時要援護者関連施設の利用者（入所者）を安全に避難させたい！

- ・施設ごとの避難マニュアルの作成
- ・搬送計画や避難者の受け入れ先等の調整
- ・土砂災害を対象とした防災訓練の実施

## 被災した市町村の声

- ・災害時要援護者関連施設では、入所者や利用者に対して責任を有する管理責任者が避難の必要性を判断する。
- ・特養ホームや医療施設における避難では医療関係者の協力が必要である。
- ・県から危険箇所マップが配布されていたが、認識されていなかった。
- ・近隣施設に搬送の応援を要請した際、初期段階で混乱した。

## →ここが原因

- ・施設が土砂災害の危険箇所に位置していることを知らなかった。
- ・避難マニュアルがなかった。
- ・避難訓練をしていなかった。
- ・受け入れ先が決まっていなかった。

## 取組みのポイント

- 砂防ボランティア等と連携し、災害時要援護者関連施設の安全性を確認する。
- 災害時要援護者関連施設への情報を伝達する体制を整備する。
- 関連部局等と連携し、施設ごとに個別の警戒避難計画を作成する。
- 施設管理者が主体となり施設内の避難マニュアルを作成する。
- 施設利用者（入所者）の特性を踏まえ、必要な搬送計画や避難者の受け入れ先等についてあらかじめ調整しておく。
- 施設の職員が土砂災害への理解を深められるよう、防災教育を行う。
- 地域の自主防災組織と連携し、施設利用者も参加する防災訓練を行う。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第5章 第1節 災害時要援護者関連施設への避難支援）

都道府県	市町村	住民
<p>■災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、施設管理者が警戒避難体制を確立することに支援する。</p> <p>■災害時要援護者関連施設の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。</p>		

## 災害時要援護者関連施設への情報伝達に関する取り組み

福島県西郷村

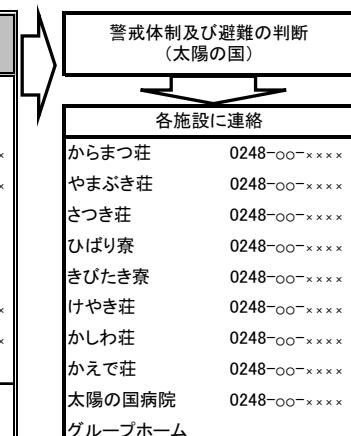
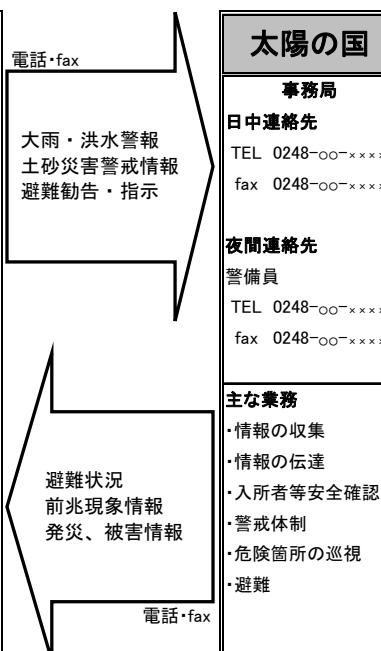
施設職員らへの  
防災講習会

バスによる移動

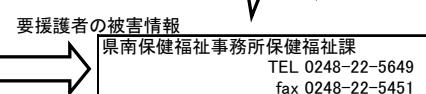
施設職員による  
情報伝達訓練ストレッチャー  
による移動

## 土砂災害等に関する西郷村、太陽の国連絡体制表

情報	入手方法
気象警報等	防災fax
土砂災害警戒情報	総合情報通信ネットワーク端末 (土砂災害警戒情報) 県南建設事務所からの電話連絡
土砂災害警戒情報補足情報	総合情報通信ネットワーク端末
前兆現象、発災情報	消防、警察、住民からの通報



報告情報	報告先
前兆現象	県南建設事務所
発災、被害情報	県南地方振興局 県南建設事務所
避難勧告等発令	県南地方振興局 県南建設事務所
避難情報	県南地方振興局 県南建設事務所
連絡先	
県南地方振興局県民生活課	TEL 0248-23-1548 fax 0248-23-1509
県南建設事務所管理計画課	TEL 0248-23-1548 fax 0248-23-1509



避難勧告、土砂災害警戒情報等について情報の伝達を行っている事例。

また、「太陽の国」では平成10年の被災経験を基に、平成12年頃から独自に土砂災害に対する防災訓練を実施しており、平成18、19年度には全国統一防災訓練に参加し、西郷村、福島県との情報伝達及び避難訓練を実施した。

(福島県西郷村)

# 在宅の災害時要援護者 を安全に避難させたい！

- ・関連部局との連携による情報の共有
- ・避難支援プランの作成
- ・防災訓練の実施
- ・地域コミュニティの活性化

## 被災した市町村の声

- ・支援開始が遅れたため、水に浸かりながら避難した。
- ・勧告した時は、道路は周辺からの水でお年寄りが避難できるような状況ではなかった。
- ・高齢者は広域避難所での宿泊は大変である。
- ・ほとんどの地区では災害時要援護者の所在を把握できていない。
- ・災害時に確実に避難がされているのか、安否確認を行うことができるのか懸念がある。

## →ここが原因

- ・避難勧告等の発令を早める必要があった。
- ・災害時要援護者の所在を把握できていなかった。
- ・地域住民での協力体制ができていなかった。
- ・高齢者等の受け入れ体制や受け入れ先が決まっていなかった。
- ・避難訓練をしていなかった。

## 取組みのポイント

- 行政と住民が連携して、個別の要援護者に対する避難支援プランを作成する。
- 在宅の災害時要援護者も参加した防災訓練を実施し、避難支援プランを見直す。
- 地域コミュニティを活性化し、時間帯等に依らず、確実に避難支援できる体制を整備する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第5章 第2節 在宅の災害時要援護者への避難支援）

国・都道府県	市町村	住民
	防災関係部局と福祉関係部局が連携し、在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制を確立する。また、自力での避難が困難な在宅の災害時要援護者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市町村に伝える意識を持つよう、土砂災害に対する意識の向上を図る。	
	在宅の災害時要援護者の情報について、個人情報保護に十分留意しつつ、福祉部局との連携により情報共有を図る。	
	災害時要援護者等に対する避難勧告について、消防団、自主防災組織、福祉関係者等を通じて、災害時要援護者や避難支援者に確実に伝達する。	
	介護福祉士や民生委員等を対象として、在宅の災害時要援護者の避難支援に関する説明会等を実施する。	

## 災害時要援護者の避難支援プランを作成

新潟県新潟市

## 災害時要援護者名簿(一覧)

<b>サンプル</b>							
<b>災害時支援者名簿(一覧)</b>							
組織名稱:		新潟市消防局土木防災室					
会員登録名:		新潟市消防局					
登録番号	氏名	性別	住 所	台帳電話番号	携帯電話番号	救援内容	消間者
I-1152	田代 伸一	男	学校町造1番町502-1	025(222)2222	06039999999	安否確認のみ	指定の時間帯 (午前8時~午後6時)
登録月日		昭和20年09月01日					

## 災害時要援護者個人名簿

サンプル 災害時要援護者個人名簿

平成16年5月15日

取り扱い注意		この情報は、災害時の要援護に外れ利用できません。適正な管理をお願いします。		
		登録番号	性別	年齢
		1	2	1100
姓 名	木村 タリウ	性 別	女性	有効会員
	鈴木 太郎		男	新規会員
生年月日	昭和60年09月01日	登録会員	既存会員	誕生日
住 所	〒 001-0128 新潟市中央区舟町1番地002-1	登録のための被災履歴 (被災記録に記入した内容)	既存会員	月齢(会員の年齢は大学院へ適用して下さい)。
機関方法	登録の方法(登録料金の徴収)			
登録書類	登録する場合は新規登録用紙と同一の登録用紙を提出して下さい。			
特記事項	登録料金の支拂い 年会員(年会費) 年会員(年会費)			
(登録に必要なものや登録の地図など、要援護者が作成)				

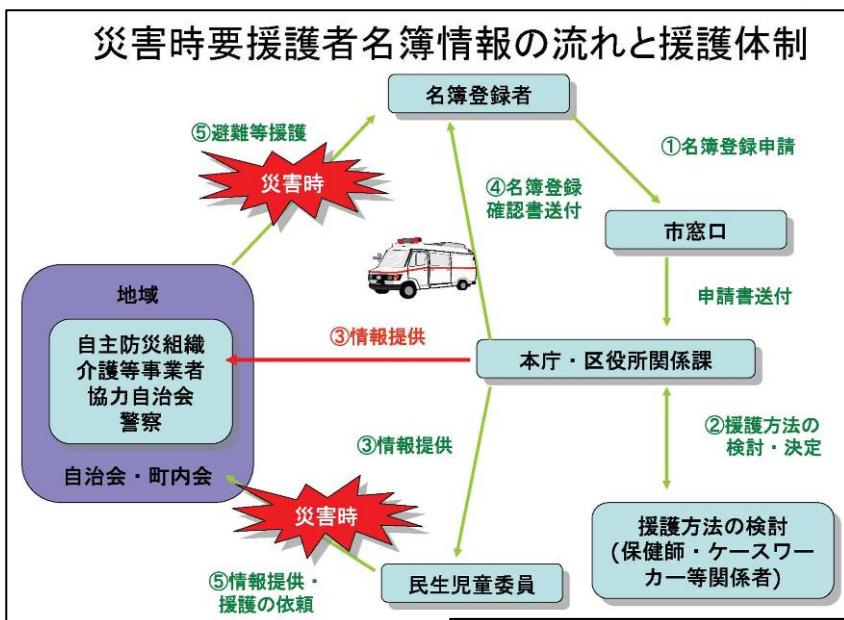
問い合わせ先連絡先 新潟市役所 萍宿課係課 025-329-1001(内線2223)

要 援 者

姓 名	登録番号	性 名	年 齡
	1		
新潟商工会議所会員	2		
	3		

\*登録番号1, 2, 3は、記述する場合は又は変更又は複数名との記載としてご利用ください。

\*登録用紙では、書類の記載事項も参考して下さい。



自山浦二丁目自主防災会

## 要援護者安否確認訓練

▼援護担当者による要援護者安否確認訓練(戸別訪問)



今日は町内で地震を想定した防災訓練を行っています。災害時には、私たちが一緒に「避難すること」にならっていますので、「何か変わりありませんからでも」と連絡ください。  
また、私たちも、いざというときに駆けつけられないこともありますので、非常持ち出し品の準備や、避難場所の確認などができる範囲で日々からの準備を心がけてください!

災害時要援護者に対して、個別に必要な支援内容等を整理した個人名簿と、災害時要援護者全体を把握できる名簿を作成し、災害時要援護者一人に対して複数の支援者を設定するとともに、防災訓練を通して要援護者と支援者が触れ合う機会を持つた事例。 (新潟県新潟市)

(新潟県新潟市)

出典：「災害時要援護者の避難支援について」新潟県 危機管理室

# 災害時要援護者関連施設を守りたい！

## ・ 災害時要援護者関連施設を保全する砂防施設の整備

### 被災した市町村の声

- ・ 災害時要援護者関連施設が土砂災害のおそれのある地域にあることを知らなかつた。
- ・ 災害時要援護者が避難所等で宿泊するのは難しい。
- ・ 災害発生時に寝たきりの高齢者等を移送するのは難しい。
- ・ 災害時要援護者に配慮した避難所がない。

### →ここが原因

- ・ 受け入れ先が決まっていなかった。
- ・ 地域で避難支援者を確保できていない。
- ・ 災害時要援護者に対応できる施設を有する避難所がない。
- ・ 施設を移転できない。

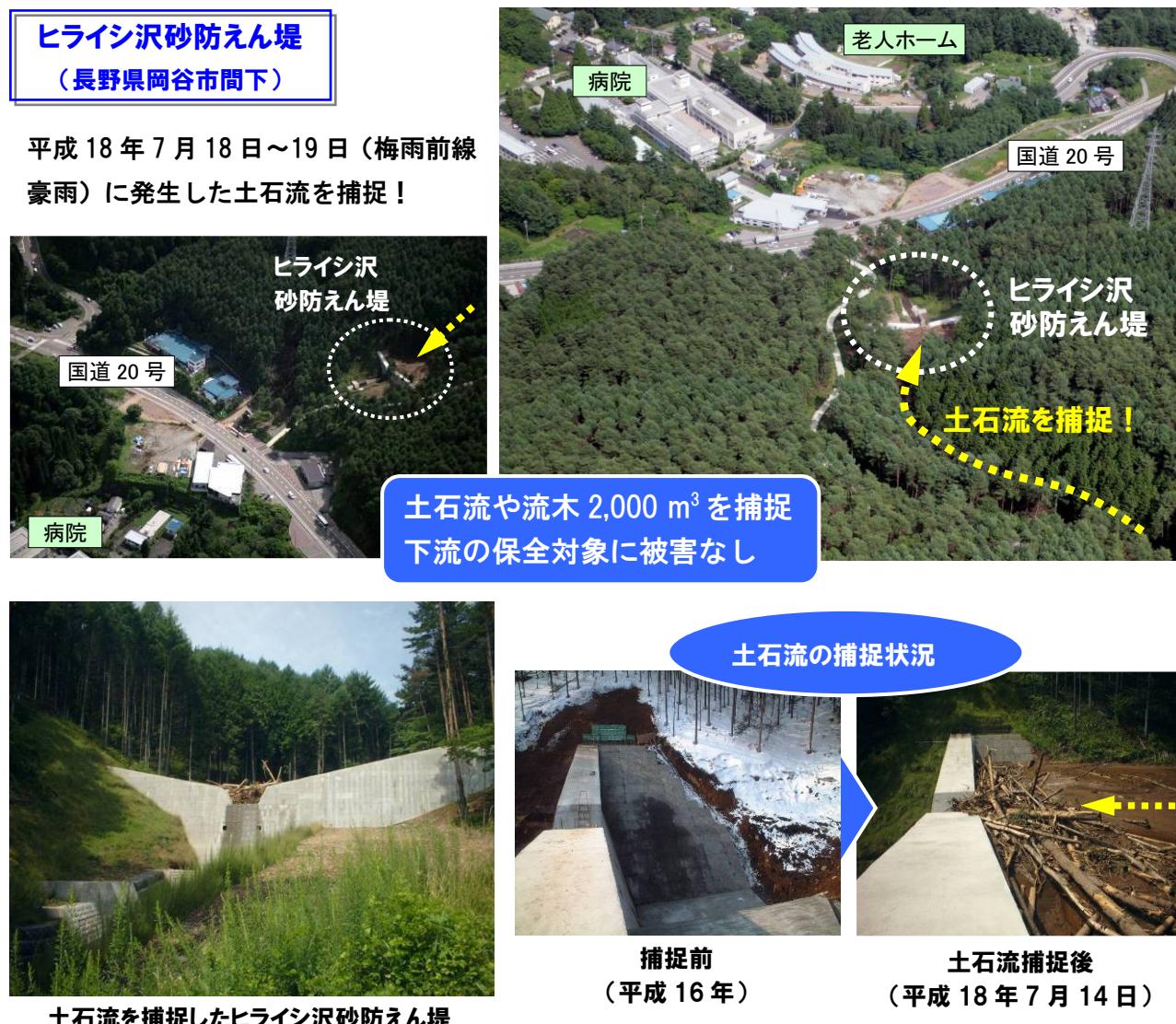
### 取組みのポイント

- 関連部局等と連携し、災害時要援護者関連施設に収容されている要援護者等が要する避難支援体制について把握する。
- 災害時要援護者の受け入れ先及び、搬送方法、移転の可否等について検討する。
- 住民との連携体制等を考慮し、砂防施設等により保全すべき災害時要援護者関連施設を選定する。
- 災害時要援護者関連施設を保全するための砂防施設の整備を要望する。

### 土砂災害警戒避難ガイドライン（第5章 第3節 災害時要援護者関連施設を保全する砂防施設整備）

都道府県	市町村	住民
<p>災害時要援護者関連施設の土砂災害に対する安全性を確認した上で、土砂災害に対して危険な箇所に立地する施設を保全する砂防施設を整備する。また、避難所の管理者が自ら対策施設を整備することによる避難所の安全性確保も考慮する。</p>		

## 災害時要援護者関連施設を保全する砂防施設整備



### 災害時要援護者関連施設を保全する砂防施設が効果を発揮した事例

(長野県岡谷市)

#### 災害時要援護者に関する通達等

##### 通達 災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査の実施について (H10.9.3) 【建設省】

○土砂災害危険区域内に災害弱者関連施設を保全対象として含む箇所の把握

##### 通達 災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について (H11.1.29)

【文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省】

1.国土保全事業の推進 2.災害弱者関連施設に係る情報提供等 3.災害弱者関連施設における防災体制の確立

##### 土砂災害防止法の一部改正 (H17.7.1 施行)

近年の土砂災害の状況から災害時要援護者に関する内容が追加されました。

###### (警戒避難体制の整備等)

第七条 2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

# 災害発生後の 防災活動を 安全に進めたい！

- ・ 二次災害の防止
- ・ 砂防ボランティア等との連携
- ・ 専門家の助言の活用

## 被災した市町村の声

- ・ 特に対策を行わずに防災活動を行った。
- ・ 水防活動を行っていたら、土石流が発生し、防災活動中の人が被災した。
- ・ 応急対策と二次災害防止のため、建設協同組合と協定を締結している。
- ・ 過去に災害が発生したトラブルスポットには、事前に重機等を配置し、災害を防ぐように対応している。

## →ここが原因

- ・ 土砂災害に対する危険性を認識していない。
- ・ 土砂災害が発生する危険性について正しく評価できていない。

## 取組みのポイント

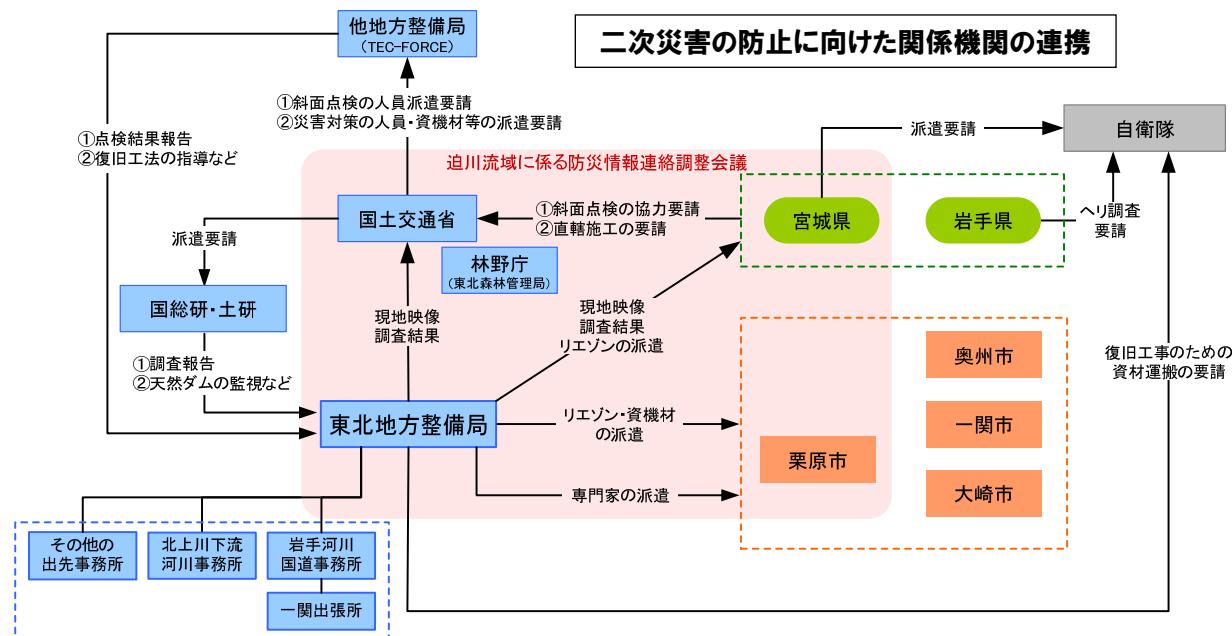
- 災害発生箇所に設置するためのセンサー等の保管状況等を整理する。
- 土砂災害等に対して、十分な知識を有する砂防ボランティアや専門家等の助言等を受けられるような体制を構築する。
- 二次災害を防止するため、防災活動を行う前に、センサー等を設置し、安全を確保する。
- 土砂災害および二次災害の危険性について、防災教育等を通じて周知する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第6章 第1節 防災活動における留意点）

都道府県	市町村	住民
<p>災害発生後の防災活動に当たっては、二次災害等のおそれがあることから、監視員の配置やセンサー等を設置し、安全確保を徹底する。</p> <p>必要に応じて土砂災害に関する専門家の派遣を要請する。</p> <p>現地状況の見廻り点検時等の防災活動時における被災も多いことから、土砂災害の特徴に留意することが必要である。</p>		

## 岩手・宮城内陸地震における二次災害の防止

岩手県・宮城県等



出典：岩手・宮城内陸地震対応ヒアリング調査（財団法人 砂防フロンティア整備推進機構）

市町村だけでは対応できないような大規模な土砂災害が発生した場合には、国(TEC-FORCE)や県等の関係機関と連携して二次災害の防止にあたることが重要。 (国土交通省・県・市町村)

## 二次災害を防止するためセンサー等を設置した事例

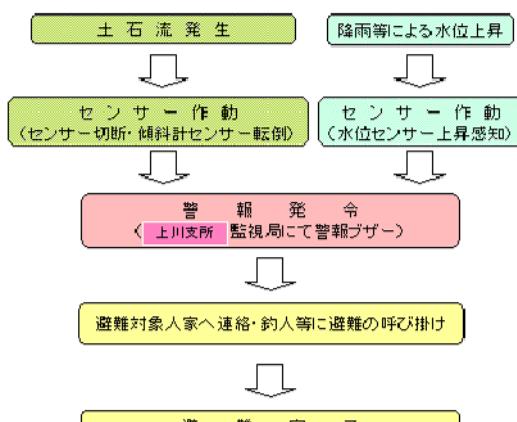
新潟県津川町

### 戸沢川の土砂災害

2000年1月5日に、三方(みかた)で崖崩れが発生し、戸沢川をせき止めました。翌日に災害現場から下流約4キロメートルの谷地川(やちがわ)合流点に土石流センサーを設置。その後現場から下流約3キロメートルの戸沢川第2号砂防ダムに土石流センサーと水位計、雨量計を設置し、土石流を監視していました。

こうした中、2001年8月10日16時30分頃、戸沢川で鉄砲水が発生し、センサーからの情報を受けて、村の広報車などによって下流の住民や川にいた釣り人に避難を呼びかけました。

この経験を踏まえて、通報をできるだけ早くすることと、災害現場での気象状況の把握、センサー機器の信頼性の向上の必要性を感じました。そこで、土砂災害情報相互通信システム整備事業によりセンサーを災害現場の近くに設置するなど監視機器を充実しました。



出典：新潟県 HP

二次災害を防止するため、土砂災害発生箇所にセンサー等を設置し、状況の把握や安全に 対策を実施できるようにした事例。  
(新潟県津川町)

# 住民主体で防災活動 ができるように なりたい！

- ・自主防災組織の育成
- ・防災教育
- ・防災訓練
- ・防災リーダーの育成
- ・地域コミュニティの活性化

## 被災した市町村の声

- ・危機感が薄く、役割分担が理解されていない。
- ・土砂災害に対する官民一体の意識が足りない。
- ・自主防災組織の活動内容は、地域によって温度差がある。自主防災組織を担うリーダーの強力なリーダーシップが必要である。

## →ここが原因

- ・土砂災害に対する危機感が低い。
- ・行政の対応の限界と住民の積極的な防災活動の重要性が理解されていない。
- ・行政主導の防災訓練が多く、住民が主体となっていました。
- ・自主防災組織の活動が不十分だった。
- ・土砂災害を対象とした防災訓練が実施されていないことが多く、訓練内容も形骸化していた。

## 取組みのポイント

- 土砂災害警戒区域等の説明会等の機会を活用し、自主防災組織の結成と育成の支援を行う。
- 繼続的な防災教育と住民参加型の防災活動を推進し、防災意識を向上させる。
- 自主防災組織の中心となって活動できる防災リーダーを育成する。
- 地区レベルで災害図上訓練（D I G）等の実践的な防災訓練を実施する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第7章 第1節 住民主体の防災体制づくり）

国・都道府県	市町村	住民
	土砂災害防止月間をはじめ、日頃から都道府県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに、防災意識の向上を図る。	
	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の際の説明会や防災訓練等の機会を通じ、住民との対話を積極的に行う。	住民が、いざというときの防災のため、日頃より、自治会や町内会等の活動において、土砂災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてつながりを深める。

## 住民説明会等を通して住民と積極的に対話した事例

# 鹿児島県鹿児島市

## 防災運動会を通して地域コミュニティを活性化させた事例

愛媛県新居浜市

防災活動に係る知識を高めながら、地域コミュニティを活性化させるため、土嚢運びやバケツリレー等の防災に係る種目を入れた防災運動会を実施した事例。 (愛媛県新居浜市)

# 土砂災害に対する 防災意識を高めたい！

- ・ 小中学生に対する防災教育
- ・ 土砂災害に関する知識の周知
- ・ 住民主体の防災活動
- ・ 出前講座の活用

## 被災した市町村の声

- ・ 若い世代の防災意識が低い。
- ・ 防災訓練以外に講習会などの防災教育は行われていない。
- ・ 土砂災害に対する防災訓練をほとんど実施していない。

## ➡ここが原因

- ・ 若い世代に対する防災教育が十分になされていなかった。
- ・ 土砂災害に関する知識を高める教育等が継続的に行われていない。
- ・ 土砂災害を対象とした防災訓練が実施されていないことが多く、訓練内容も形骸化していた。

## 取組みのポイント

- 突発的に大きな破壊力を持って発生し、人命に関わる災害である土砂災害の特徴と対応を周知する。
- 若い世代を対象にした学校の授業等を通じた防災教育や防災訓練を実施する。
- 住民参加型のDIGや防災訓練等を実施し、土砂災害に対する意識等を向上させる。
- 次世代の防災リーダーとなる小中学生に対して、継続的な防災教育等の機会を与える。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第7章 第2節 防災訓練・防災教育）

国・都道府県	市町村	住民
定期的に防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。		
	小中学生を対象とした防災教育を積極的に推進する。	
	防災担当者等は、自らの防災知識を高めるために、防災に係る研修、講習会等へ積極的に参加する。	

## 中学生に対する防災教育の実施

広島県広島市



●制作したモデル



●えん堤の形と効果を考える

### ◆授業内容

- 授業1 「土砂災害とは何か」
- 授業2 「土砂災害危険地域の地形」
- 授業3 「被災地の現地学習」
- 授業4 「災害と地質・気象」
- 授業5 「災害を防ぐ堰（えん）堤」
- 授業6 「身のまわりの土砂災害危険地域」
- 授業7 「防災へのとりくみ（専門家による講話）」
- 授業8 「防災パンフレットづくり」



えん堤を調べる生徒



礫径調査の様子

次世代の防災活動を担う中学生に、土砂災害に関する知識を机上だけでなく、実験や現地の見学・調査等を通じて伝えた事例。

(広島県広島市)

## 住民主体の防災訓練の事例

広島県広島市

### H11広島県豪雨災害

平成7年9月に22自主防災会が一体となり、伴地区自主防災組織連合会が発足。阪神淡路大震災の教訓から「わが町地震マップ」を作成するなどの活動を行っていた。

平成11年6月29日に発生した広島県豪雨災害（6・29豪雨災害）は、広島市において20名、そのうち安佐南区においても2名の犠牲者を数えるなど、甚大な人的・物的被害をもたらした。これを契機に地区住民の防災に対する「危機管理意識」が一気に高まった。

### 災害に対する危機管理意識の向上

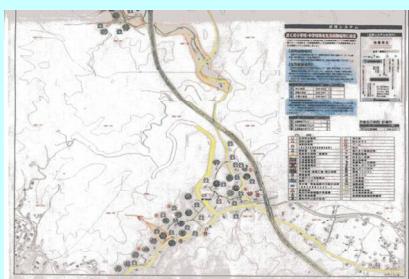
- ①土砂災害に対する避難所・避難経路等の安全度を検証し、「わが町地震マップ」を発展させた「防災マップ」を新たに作成・配布。
- ②平成13年3月24日に発生した芸予地震では、防災行政機関に対し多くの情報提供を行った。

### 災害時要援護者への配慮

「健常者中心の防災であってはいけない」という住民全体の声をもとに、老人世帯や体の不自由な方の世帯を調査し、安全な避難経路を検証し、防災マップに反映させた。

### 防災訓練等を通じた地域コミュニティーの形成

長期避難生活を想定した「生活避難場所運営マニュアル」に基づく夜間宿泊訓練の実施等を通じて、地域コミュニティーの形成を図った。



防災マップ(自主防災会ごとに作成)



自主防災組織が中心となり、いざという時に適切な対応を取ることができるかを確認するため、作成したマニュアル等を検証するための防災訓練を実施した事例。  
(広島県広島市)

# 住民と協働して ハザードマップを 作りたい！

- ・住民主体のハザードマップ作成
- ・地域情報の活用
- ・手づくりハザードマップ作成

## 被災した市町村の声

- ・土砂災害危険箇所が記載されたマップを各戸に配布しただけでは、理解は十分に得られない。
- ・過去に土砂災害の経験がない地区では、住民の意識・知識が低く、自分のところは大丈夫と思い込んでいる。
- ・過去に一度も被害を受けておらず、安全と認識していた場所に自主避難して被災した。
- ・住民の大半は土砂災害の危機感がほとんどなかった。

## →ここが原因

- ・行政が一方的に与えた情報に住民が興味を惹かれない。
- ・土砂災害の経験がない地区では、住民の土砂災害に対する当事者意識が低い。
- ・ハザードマップが必ずしも住民が使いやすいものになっていない。
- ・住民が知りたい情報がハザードマップに載っていない。

## 取組みのポイント

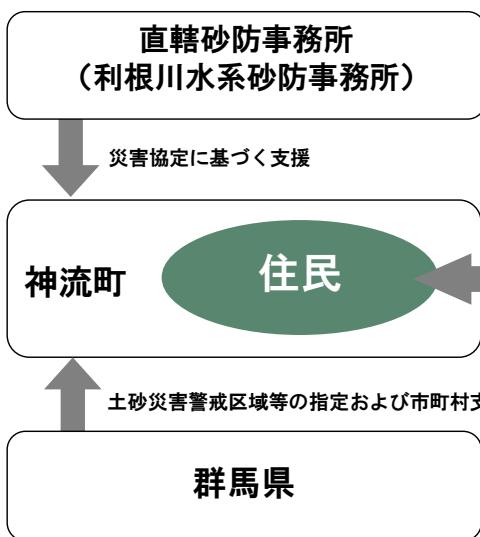
- 住民が「自分の生命は自分で守る」という意識を持ち、行政と協働して防災活動に取組むことができるよう、役割分担と行政の限界を明確に示す。
- 住民の地域に密着した情報を取り込んだ、手づくりハザードマップを協働して作成する。
- 都道府県から市町村へ土砂災害危険箇所等の基礎情報の提供を行う。
- 防災訓練・防災教育等の機会を利用し、住民と協働して作成する。

## 土砂災害警戒避難ガイドライン（第7章 第3節 住民主体のハザードマップ作成）

国・都道府県	市町村	住民
土砂災害危険箇所等や避難所等の情報を住民に提供するとともに、住民主体のハザードマップづくりを積極的に支援することで、住民の防災意識の向上を図る。		

## 住民主体でハザードマップを作成した事例

群馬県神流町



住民を主体として、群馬大学、神流町、群馬県、直轄砂防事務所(利根川水系砂防事務所)が協働してDIG(災害図上訓練)形式のハザードマップづくりを推進。  
(群馬県神流町)

### DIG(災害図上訓練)の実施手順

- ① 区長、自治会長等を通じて、住民とのコンセンサスを図り、DIG実施への理解を促す。
- ② 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等を記載した地図(なるべく見やすくて大きなものが良い)を準備する。
- ③ 住んでいる地区ごとにグループ分けをし、普段から気になっている危険な場所や、豪雨時に出水する箇所などをなるべく多く書き込んでもらう(住民自らが地域の危険性を再確認)。
- ④ 書き込んだ地図をもとに、
  - ・地域で指定されている避難所はどこか
  - ・その避難所は安全なのか(安全でなければどこに避難すべきか)
  - ・安全に避難所に行くにはどういう経路がいいのか
  - ・災害時要援護者はどこに住んでいるのかなど、地域の問題点を住民同士で話し合ってもらう。
- ⑤ ④であきらかになった問題点を踏まえ、土砂災害に対する地域独自の自主避難ルールを話し合う。
- ⑥ 住民自らが書き込んだ情報や、みんなで話し合った自主避難ルール等を記載した印刷物(住民主体のハザードマップ)を作成・配布する。\*

## 取組みのポイント一覧

<b>情報の収集・伝達</b>	<p><b>住民自らが避難行動をとれるような情報を提供したい！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 局地的な強雨や前兆現象の発生など、現地の状況を伝える。</li> <li><input type="checkbox"/> 早い段階から避難の呼びかけを行い、避難所が開設したことを伝える。</li> <li><input type="checkbox"/> 土砂災害の危険性が迫っていることを直感的にわかりやすい表現で、切迫性を持って伝える。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃から土砂災害の危険性や行政対応の限界を訴え、納得してもらう。</li> </ul> <p><b>豪雨時でも確実に情報が伝わるようにしたい！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 停電時でも使用できる機器や、自家発電機等を整備する。</li> <li><input type="checkbox"/> 携帯電話や衛星電話、コミュニティーフィールドなど、多様な伝達手段を確保する。</li> <li><input type="checkbox"/> 土砂災害情報相互通報システム等の行政と住民が相互に情報のやり取りができ、伝達状況を確認できるシステムを活用する。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃から地域住民同士のコミュニケーションを充実させる。</li> </ul> <p><b>役場と地域の間で情報を共有したい！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 時間外の情報の受け取り体制を整備するとともに、窓口を一本化する。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時に収集される情報を専門的に処理する要員を配備する。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般回線とは別の防災関係者の専用電話回線を整備する。</li> <li><input type="checkbox"/> 防災訓練等の機会を活用し、地域のコミュニケーションを活性化するとともに、出水期前に行政担当者と顔合わせを行い、連携体制を構築する。</li> </ul>
	<p><b>土砂災害のおそれのある箇所を住民に周知したい！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域防災計画へ土砂災害のおそれのある箇所のリストとともに、位置図等を記載する。</li> <li><input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域等の住民説明会の機会を積極的に活用する。</li> <li><input type="checkbox"/> 住民参加型の土砂災害ハザードマップづくりを行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 地区レベルで災害図上訓練（D I G）等の実践的な防災訓練を実施する。</li> <li><input type="checkbox"/> 役場のホームページ等で、土砂災害のおそれのある箇所を周知する。</li> </ul>
	<p><b>いざという時にすみやかに避難勧告を発令したい！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難勧告等を発令するにあたって、箇所の特定、伝達体制、避難所の開設等、事前に体制の整備を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域防災計画に基づく行動計画を具体化したマニュアル等の作成を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 避難勧告等の意味と重要性を周知し、防災訓練を通して行動等を確認する。</li> </ul>

<b>避難勧告等の発令</b>	<p><b>土砂災害のおそれのある箇所を住民に周知したい！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域防災計画へ土砂災害のおそれのある箇所のリストとともに、位置図等を記載する。</li> <li><input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域等の住民説明会の機会を積極的に活用する。</li> <li><input type="checkbox"/> 住民参加型の土砂災害ハザードマップづくりを行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 地区レベルで災害図上訓練（D I G）等の実践的な防災訓練を実施する。</li> <li><input type="checkbox"/> 役場のホームページ等で、土砂災害のおそれのある箇所を周知する。</li> </ul> <p><b>いざという時にすみやかに避難勧告を発令したい！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難勧告等を発令するにあたって、箇所の特定、伝達体制、避難所の開設等、事前に体制の整備を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域防災計画に基づく行動計画を具体化したマニュアル等の作成を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 避難勧告等の意味と重要性を周知し、防災訓練を通して行動等を確認する。</li> </ul>

## 避難勧告等の発令

**避難勧告を確実に伝えたい！**

- 多様な情報伝達手段を用いて、避難勧告等を伝達する。
- 停電時に使用可能な伝達機器や自家発電機等を整備する。
- 住民同士による直接の声掛け、市町村長自らの呼びかけ等により、切迫性が伝わるよう努める。
- 消防団や自主防災組織等と連携し、戸別訪問や双方向通信システム等を活用した、住民の対応等を確認できる体制を構築する。
- 住民に避難勧告等の意味や重要性等を周知する。

**土砂災害を対象とした避難勧告等の発令基準を決めたい！**

- 土砂災害警戒情報や前兆現象に基づく客観的な避難勧告等の発令基準を設定する。
- 地域特性を考慮した雨量情報等に基づく地区別の避難勧告等の発令基準についても検討する。
- 現地の状況を収集できる体制を整備する。

**土砂災害警戒情報を活用したい！**

- 土砂災害警戒情報が発表された場合の対応を定め、補足する情報とあわせて避難勧告等の発令基準として活用する。
- 土砂災害警戒情報の意味、どのように伝達されるかなどを、平常時から住民に周知する。
- 防災教育等の機会を通じて、都道府県が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報に関する理解を深め、住民が土砂災害の危険度を判断できるようにする。

**避難勧告等の避難単位を決めたい！**

- 町内会、自治会、自主防災組織等、同一の避難行動をとるべき地区を避難単位として設定する。
- 既往の避難単位にとらわれず、都市部、山間部等の地域特性、土砂災害により被害が生じるおそれのある地域や避難所・避難経路等を考慮した避難単位を検討する。
- 災害時要援護者の避難支援プラン等に基づき、災害時要援護者に対する避難支援体制を考慮した避難単位を設定する。

**避難勧告等の解除のタイミングを知りたい！**

- 土砂災害警戒情報を考慮した、避難勧告等の解除基準を明らかにしておく。
- 現地の巡視、点検にあたっては巡視者の安全を確保する。
- 二次災害防止のため、専門家からの助言、砂防ボランティア等との連携について検討する。

## 避難所の開設・運営

**早期避難を促すためにすみやかに避難所を開設したい！**

- 行政と住民が連携して選定した避難所について日頃から安全点検を行っておく。
- 行政と住民の役割分担を明確にし、住民の避難開始のタイミングに遅れないよう避難所を開設する。
- 災害時要援護者等の受け入れ体制づくりや福祉避難所の整備を行う。
- 行政と住民が連携して避難所を開設・運営できるよう、マニュアルを作成する。
- マニュアルに基づき防災訓練等を行い、必要に応じて見直しをする。

**住民が快適に避難できる避難所を確保したい！**

- 情報収集機器を有し、日常から使用されている地域のコミュニティ施設を利用する。
- 避難所へ多様な情報収集機器を整備し、確実に情報が入るようにする。
- 避難者等のニーズや情報等を確実に収集するため、行政との窓口となる職員等を配置する。
- 行政と住民が連携して避難所を運営できるよう、避難所運営ルールを作成し、避難者が快適に過ごすことができるよう配慮する。
- 避難者のニーズを想定し、必要な設備や広さを有する施設を利用するとともに、不足設備・備品等の支援体制についても検討する。

**土砂災害に対して安全な避難所を確保したい！**

- 専門家の助言等を受けながら、避難所の安全基準を作成する。
- 砂防ボランティア等と連携し、避難所の安全点検を進める。
- 土砂災害に対して安全な施設を代替施設として利用する。
- 地域住民との協働により、民間施設等を一時的な避難所として活用する。
- 集落全体が避難困難地の警戒避難体制の強化を図るため、地域の防災拠点として保全する避難所を選定する。
- 不測の事態においては、自宅や隣接するRC構造建物の2階以上等、安全と思われる場所に避難することを考える。

## 災害時要援護者への支援

**災害時要援護者関連施設の利用者（入所者）を安全に避難させたい！**

- 砂防ボランティア等と連携し、災害時要援護者関連施設の安全性を確認する。
- 災害時要援護者関連施設への情報を伝達する体制を整備する。
- 関連部局等と連携し、施設ごとに個別の警戒避難計画を作成する。
- 施設管理者が主体となり施設内の避難マニュアルを作成する。
- 施設利用者（入所者）の特性を踏まえ、必要な搬送計画や避難者の受け入れ先等についてあらかじめ調整しておく。
- 施設の職員が土砂災害への理解を深められるよう、防災教育を行う。
- 地域の自主防災組織と連携し、施設利用者も参加する防災訓練を行う。

災害時要援護者への支援

**在宅の災害時要援護者を安全に避難させたい！**

- 行政と住民が連携して、個別の要援護者に対する避難支援プランを作成する。
- 在宅の災害時要援護者も参加した防災訓練を実施し、避難支援プランを見直す。
- 地域コミュニティを活性化し、時間帯等に依らず、確実に避難支援できる体制を整備する。

**災害時要援護者関連施設を守りたい！**

- 関連部局等と連携し、災害時要援護者関連施設に収容されている要援護者等が要する避難支援体制について把握する。
- 災害時要援護者の受け入れ先及び、搬送方法、移転の可否等について検討する。
- 住民との連携体制等を考慮し、砂防施設等により保全すべき災害時要援護者関連施設を選定する。
- 災害時要援護者関連施設を保全するための砂防施設の整備を要望する。

二次災害防止

**災害発生後の防災活動を安全に進めたい！**

- 災害発生箇所に設置するためのセンサー等の保管状況等を整理する。
- 土砂災害等に対して、十分な知識を有する砂防ボランティアや専門家等の助言等を受けられるような体制を構築する。
- 二次災害を防止するため、防災活動を行う前に、センサー等を設置し、安全を確保する。
- 土砂災害および二次災害の危険性について、防災教育等を通じて周知する。

防災意識の向上

**住民主体で防災活動ができるようになりたい！**

- 土砂災害警戒区域等の説明会等の機会を活用し、自主防災組織の結成と育成の支援を行う。
- 繼続的な防災教育と住民参加型の防災活動を推進し、防災意識を向上させる。
- 自主防災組織の中心となって活動できる防災リーダーを育成する。
- 地区レベルで災害図上訓練（D I G）等の実践的な防災訓練を実施する。

**土砂災害に対する防災意識を高めたい！**

- 突発的に大きな破壊力を持って発生し、人命に関わる災害である土砂災害の特徴と対応を周知する。
- 若い世代を対象にした学校の授業等を通じた防災教育や防災訓練を実施する。
- 住民参加型の DIG や防災訓練等を実施し、土砂災害に対する意識等を向上させる。
- 次世代の防災リーダーとなる小中学生に対して、継続的な防災教育等の機会を与える。

防災意識の向上

住民と協働してハザードマップを作りたい！

- 住民が「自分の生命は自分で守る」という意識を持ち、行政と協働して防災活動に取組むことができるよう、役割分担と行政の限界を明確に示す。
- 住民の地域に密着した情報を取り込んだ、手づくりハザードマップを協働して作成する。
- 都道府県から市町村へ土砂災害危険箇所等の基礎情報の提供を行う。
- 防災訓練・防災教育等の機会を利用し、住民と協働して作成する。